

1 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策

障害のある人がその能力と適性に応じ、安心して自立した日常生活や社会生活を営むためには、様々なニーズに対応した障害福祉サービスや相談支援を受けることができる体制づくりが必要です。

平成18年4月、障害者自立支援法の施行により、障害のある人が自分の希望に応じて複数のサービスを組み合わせて利用することが可能となり、平成24年の障害者総合支援法への改正で難病が対象に追加され、障害程度区分も障害支援区分に改められたところです。加えて、平成28年の障害者総合支援法・児童福祉法の改正により、自立生活援助や就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援などの新サービスが平成30年度から新設されることとされています。

本項目では、これまでのサービス提供の現状と課題を踏まえ、本計画の計画期間である平成30年度から平成32年度までの各年度における障害福祉サービス、相談支援及び障害児支援等の実施に関する考え方及び必要な障害福祉サービス等の見込量（活動指標）（以下「サービス見込量」という。）、並びにその確保策を定めました。

今後は、このサービス見込量及び確保策に基づき、県と市町村等が協働して、障害福祉サービス等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。

なお、県全体のサービス見込量は、国の基本指針に即して、各市町村におけるサービス見込量を基に積算しています。

サービス全体の提供の現状について見てみると、多くの主要なサービスにおいて、その提供基盤は未だ不足している状態にあります。

サービスを提供する事業所が不足すると、利用者が必要なサービスを利用できない場合が生じます。また、利用できる場合でも、事業者についての選択の幅が狭まることとなります。

このため、事業者に対して、あらゆる機会を通じて障害福祉サービス事業への参入の働きかけを行うことが必要です。さらに、その従事者の研修参加を促すことにより、サービスの質の一層の向上を図るとともに、視覚障害、聴覚障害等の身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病等各障害の特性を正しく理解し、できるだけ多くの障害に対応できる事業所とすることが求められます。これに加え、医療的ケアを必要とする人や、強度行動障害や高次脳機能障害がある人が、身近な地域で必要なサービスを利用できるよう、人材育成等を通じて、サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

また、難病患者の障害福祉サービスの活用をより一層促すことも重要です。このため、県では、障害福祉サービスの実施主体である市町村に市町村会議の場などを活用し、さ

らなる制度周知を働きかけていくとともに、市町村からの依頼に応じて、保健所において、特定医療費助成制度の受給者証の交付時に障害福祉サービスの案内を引き続き行います。また、障害のある人の身近な相談窓口となる相談支援員に対して、研修等の機会を通じて、難病患者がサービスの受給対象であることを改めて周知していきます。

(1) 訪問系サービス

① 第4期計画までの評価

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援からなるサービスであり、障害のある人が居宅等において日常の生活を営む上で必要な便宜を供与するサービスです。

平成28年度の利用状況は、県全体では見込量の近似値となっています。

各サービスの提供体制を見ると、居宅介護は全市町村に事業者があり、また、重度訪問介護は多くの市町村に事業者があり、サービス提供体制が整いつつあるのに対し、行動援護は、事業者の参入がないところが多くあります。

また、利用者の高齢化、重度化に伴い、重度心身障害のある人が利用するサービスや重度障害者等包括支援のニーズが増加していると考えられますが、医療的ケアに対応できる事業所の不足により特定の事業所に利用が集中しています。

特に重度障害者等包括支援は対象者が限定されていることもあり、名古屋市の1事業所のみとなっています。

【訪問系サービスの利用状況】(図表 79)

年度	サービス利用実績①	サービス見込量(計画値)②	①/②
28年度 (29年3月実績)	468,616 時間/月	500,170 時間/月	93.7%

資料：愛知県健康福祉部「障害福祉計画に係る障害福祉サービス等の実績調査」(平成29年度)

② サービス見込量

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援からなるサービスですが、国の基本指針に即して、訪問系サービス一括での算定としています。

【訪問系サービスのサービス見込量】（図表 80）

区分	30 年度		31 年度		32 年度		
	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員	
県全体	500,472	15,124	533,170	15,920	574,529	16,805	
圏 域 別	名古屋・尾張中部	354,394	7,986	377,600	8,387	405,040	8,829
	（名古屋）	350,000	7,780	373,000	8,170	400,000	8,600
	（尾張中部）	4,394	206	4,600	217	5,040	229
	海部	7,457	391	8,026	426	8,584	464
	尾張東部	13,479	681	14,415	714	16,096	746
	尾張西部	19,227	894	20,589	953	22,070	1,020
	尾張北部	19,614	897	20,533	927	22,950	968
	知多半島	18,770	1,013	20,270	1,044	22,019	1,089
	西三河北部	12,439	474	13,054	502	13,705	532
	西三河南部東	13,143	803	14,557	882	17,241	969
	西三河南部西	16,052	746	17,061	770	18,114	792
	東三河北部	1,554	107	1,571	112	1,581	114
	東三河南部	24,343	1,131	25,494	1,203	27,129	1,282

注：利用時間の単位：時間/月

市町村から報告された「障害福祉サービス等の見込量（中間報告値）」の積み上げを計上。（※速報値のため、今後のヒアリング等の中で修正あり。）

③ サービスの確保策

訪問系サービスは、地域生活を支える中核的なサービスであり、福祉施設や精神科病院から地域生活への移行に伴い、量的・質的なニーズが高まることが予想されます。このため、引き続き、次のような確保策を進めていきます。

- 精神障害のある人を対象とした居宅介護が実施されていない市町村があるため、居宅介護の対象を精神障害にも拡充していくよう、働きかけていきます。

- 重度の肢体不自由者及び重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人の生活支援を確保するため、すべての居宅介護事業者が重度訪問介護を実施することを目指し、働きかけていきます。
- 居宅介護事業者等に対して、知的障害や精神障害により行動する上で支援を必要とする人の危険回避のために必要な支援や外出支援を行う行動援護への参入を働きかけていきます。
- 居宅介護事業者等に対して、視覚障害により、移動に著しい困難を有する人の移動、外出先において必要な視覚的情報の支援等を行う同行援護への参入を働きかけていきます。
- 医療的ケアが必要な方の生活支援を確保するため、居宅介護事業者等に対して、喀痰吸引や経管栄養の医療的ケアを行う喀痰吸引等事業への参入を働きかけていきます。

(2) 日中活動系サービス

① 第4期計画までの評価

日中活動系サービスは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、療養介護、短期入所(福祉型・医療型)に、平成30年度からの新設サービスである就労定着支援を加えた9つに整理されています。

就労定着支援を除いた各サービスの利用実績は下表のとおりです。

全てのサービスにおいてその提供体制に地域偏在が見られますが、平成28年度における自立訓練(機能訓練)、就労継続支援(A型)を除いたサービスの利用実績は、見込量の近似値か見込量を上回っています。

なお、自立訓練(機能訓練)の見込量に対する実績が他のサービスと比較して低くなっている理由としては、事業所が名古屋市の1事業所のみとなっていることが挙げられます。

また、就労継続支援(A型)の見込量に対する実績が他のサービスと比較して相当量高くなっている理由としては、近年、事業所数が大幅に増加し、それに伴って利用者も増加したことが挙げられます。

【日中活動系サービスの利用状況(平成29年3月実績)】(図表81)

サービスの種類	利用実績等①	見込量(計画値)②	①/②
1 生活介護	272,916 人日/月	271,500 人日/月	100.5%
2 自立訓練(機能訓練)	747 人日/月	1,332 人日/月	56.1%
3 自立訓練(生活訓練)	5,994 人日/月	5,670 人日/月	105.7%
4 就労移行支援	29,424 人日/月	34,326 人日/月	85.7%
5 就労継続支援(A型)	107,916 人日/月	95,076 人日/月	113.5%
6 就労継続支援(B型)	152,024 人日/月	136,632 人日/月	111.3%
7 療養介護	546 人/月	539 人/月	101.3%
8(1) 福祉型短期入所	17,507 人日/月	17,507 人日/月	96.6%
8(2) 医療型短期入所	959 人日/月	867 人日/月	110.6%

資料：愛知県健康福祉部「障害福祉計画に係る障害福祉サービス等の実績調査」(平成29年度)

② サービス見込量

ア 生活介護

常に介護を必要とする障害のある人に、主に昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行うものであり、主に身体能力及び日常生活能力の維持・向上を目的とするサービスです。

障害支援区分が3以上（50歳以上は2以上）の障害のある人が利用対象となります。

【生活介護のサービス見込量】（図表 82）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		279,378	14,313	288,234	14,696	297,392	15,073
圏 域 別	名古屋・尾張中部	92,057	4,827	94,205	4,935	96,375	5,045
	（名古屋）	84,710	4,530	86,580	4,630	88,450	4,730
	（尾張中部）	7,347	297	7,625	305	7,925	315
	海部	11,616	546	12,822	565	14,365	581
	尾張東部	13,873	728	14,339	748	14,810	767
	尾張西部	21,777	1,078	22,343	1,106	22,909	1,134
	尾張北部	26,403	1,331	27,377	1,379	28,182	1,420
	知多半島	22,750	1,196	23,641	1,241	24,356	1,278
	西三河北部	15,476	791	15,931	814	16,696	853
	西三河南部東	12,304	643	12,507	654	12,715	665
	西三河南部西	24,188	1,271	24,747	1,301	25,241	1,326
	東三河北部	3,326	163	3,435	168	3,537	173
	東三河南部	35,608	1,739	36,887	1,785	38,206	1,831

注1：利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人

注2：人日とは、「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」

イ 自立訓練（機能訓練）

身体障害のある人に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。

【自立訓練（機能訓練）サービス見込量】（図表 83）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		1,291	105	1,273	106	1,354	110
圏 域 別	名古屋・尾張中部	487	48	487	48	487	48
	（名古屋）	450	45	450	45	450	45
	（尾張中部）	37	3	37	3	37	3
	海部	114	7	119	7	125	7
	尾張東部	108	10	137	13	166	15
	尾張西部	47	3	47	3	47	3
	尾張北部	159	10	160	10	161	10
	知多半島	123	9	69	7	69	7
	西三河北部	49	5	50	5	50	5
	西三河南部東	0	0	0	0	0	0
	西三河南部西	76	7	76	7	76	7
	東三河北部	22	1	22	1	44	2
	東三河南部	106	5	106	5	129	6

注：利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

ウ 自立訓練（生活訓練）

知的障害のある人又は精神障害のある人に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。

【自立訓練（生活訓練）サービス見込量】（図表 84）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		7,569	511	8,068	547	8,586	581
圏 域 別	名古屋・尾張中部	3,663	248	2,883	263	4,103	278
	（名古屋）	3,620	245	2,840	260	4,060	275
	（尾張中部）	43	3	43	3	43	3
	海部	168	14	178	15	189	16
	尾張東部	453	50	552	59	643	67
	尾張西部	324	24	337	25	350	26
	尾張北部	507	31	590	36	707	43
	知多半島	704	59	699	59	709	57
	西三河北部	91	7	91	7	91	7
	西三河南部東	455	20	470	21	486	22
	西三河南部西	381	24	392	25	403	26
	東三河北部	35	5	42	6	71	8
	東三河南部	788	29	834	31	834	31

注：利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

エ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

福祉施設から一般就労への移行といった課題に対応するために制度化されたサービスであり、積極的な活用を推進していく必要があります。

【就労移行支援のサービス見込量】（図表 85）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		33,440	2,006	35,603	2,116	38,033	2,235
圏 域 別	名古屋・尾張中部	9,431	597	9,451	598	9,478	600
	（名古屋）	9,100	576	9,120	577	9,130	578
	（尾張中部）	331	21	331	21	348	22
	海部	1,394	50	1,736	56	2,164	62
	尾張東部	2,338	191	2,735	216	3,165	242
	尾張西部	2,233	130	2,405	140	2,593	151
	尾張北部	2,480	145	2,682	157	2,918	169
	知多半島	2,951	196	3,260	216	3,629	239
	西三河北部	2,613	138	2,774	146	2,939	155
	西三河南部東	2,573	144	2,576	144	2,577	144
	西三河南部西	3,070	176	3,240	186	3,388	195
	東三河北部	281	18	281	18	303	19
	東三河南部	4,076	221	4,463	239	4,879	259

注：利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

オ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

事業所内において、雇用契約に基づき、就労の機会を提供するものです。一般就労に近い形態であり、積極的な活用を推進していく必要があります。

【就労継続支援（A型）のサービス見込量】（図表 86）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		115,550	5,904	124,819	6,379	135,010	6,910
圏 域 別	名古屋・尾張中部	48,513	2,519	51,015	2,696	55,518	2,883
	（名古屋）	45,680	2,380	48,040	2,550	52,400	2,730
	（尾張中部）	2,833	139	2,975	146	3,118	153
	海部	7,048	356	7,709	394	8,478	435
	尾張東部	6,023	347	6,825	398	7,722	456
	尾張西部	10,562	525	12,052	599	13,810	687
	尾張北部	14,448	708	15,676	766	17,136	834
	知多半島	4,713	246	5,152	266	5,648	290
	西三河北部	4,504	217	4,858	234	5,259	253
	西三河南部東	5,200	261	5,608	281	6,018	302
	西三河南部西	8,175	416	8,469	431	8,844	450
	東三河北部	565	28	565	28	587	29
	東三河南部	5,790	281	5,890	286	5,990	291

注：利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

カ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な障害のある人や、一定の年齢に達している障害のある人に、一定の賃金水準のもとで、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービスです。

前述の就労継続支援（A型）と異なり、雇用契約は結びません。

【就労継続支援（B型）サービス見込量】（図表 87）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		173,830	9,880	188,716	10,730	204,536	11,624
圏 域 別	名古屋・尾張中部	47,499	2,856	51,725	3,115	55,951	3,364
	（名古屋）	45,150	2,720	49,220	2,970	53,290	3,210
	（尾張中部）	2,349	136	2,505	145	2,661	154
	海部	11,301	614	12,256	661	13,283	709
	尾張東部	6,951	440	7,578	483	8,252	530
	尾張西部	13,090	695	14,911	790	16,971	898
	尾張北部	18,148	967	19,585	1,045	21,231	1,135
	知多半島	15,561	890	16,147	934	16,803	984
	西三河北部	8,174	424	8,705	451	9,260	480
	西三河南部東	14,430	795	16,163	890	18,111	996
	西三河南部西	16,107	918	17,037	970	17,968	1,020
	東三河北部	1,819	92	1,919	97	2,003	101
	東三河南部	20,750	1,189	22,690	1,294	24,703	1,407

注：利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

キ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害のある人で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために、企業・自宅等への訪問あるいは来所により、必要な連絡調整や指導・助言を行うサービスです。

【就労定着支援のサービス見込量】（図表 88）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体		267	307	345
圏 域 別	名古屋・尾張中部	5	5	6
	(名古屋)	—	—	—
	(尾張中部)	5	6	6
	海部	6	7	11
	尾張東部	39	49	57
	尾張西部	53	54	55
	尾張北部	15	19	23
	知多半島	13	17	19
	西三河北部	59	68	76
	西三河南部東	35	35	35
	西三河南部西	24	31	39
	東三河北部	1	1	1
	東三河南部	17	20	23

注：実人員の単位：人/月

以下の市町村は、数値算出中のため、本表の数値には未計上

- ・名古屋市（名古屋・尾張中部圏域）
- ・大府市、東浦町（知多半島圏域）
- ・新城市（東三河北部圏域）
- ・豊橋市、田原市（東三河南部圏域）

ク 療養介護

医療と常時の介護を必要とする障害のある人に、主として昼間において、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行うサービスです。医療に係るものは、療養介護医療となります。

【療養介護のサービス見込量】（図表 89）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体		587	608	630
圏 域 別	名古屋・尾張中部	230	230	231
	(名古屋)	211	211	211
	(尾張中部)	19	19	20
	海部	25	25	25
	尾張東部	17	19	20
	尾張西部	55	62	71
	尾張北部	53	57	60
	知多半島	38	39	40
	西三河北部	29	29	29
	西三河南部東	37	43	48
	西三河南部西	51	52	52
	東三河北部	9	9	10
	東三河南部	43	43	44

注：実人員の単位：人/月

ケ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、障害のある人が短期間、夜間も含め、施設へ入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を受けるサービスで、障害者支援施設等において実施する福祉型と病院、診療所、介護老人保護施設において実施する医療型があります。

【福祉型短期入所のサービス見込量】（図表 90）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		18,009	3,253	19,096	3,480	20,283	3,709
圏 域 別	名古屋・尾張中部	7,326	1,182	7,772	1,248	8,223	1,315
	（名古屋）	6,928	1,104	7,350	1,166	7,772	1,228
	（尾張中部）	398	78	422	82	451	87
	海部	889	131	943	138	1,002	145
	尾張東部	853	172	952	176	1,067	184
	尾張西部	1,260	192	1,314	204	1,395	216
	尾張北部	1,402	244	1,503	283	1,625	306
	知多半島	1,067	365	1,143	405	1,223	459
	西三河北部	1,297	209	1,389	224	1,488	240
	西三河南部東	877	191	977	211	1,082	177
	西三河南部西	1,240	286	1,291	304	1,351	317
	東三河北部	226	30	226	30	226	30
	東三河南部	1,572	251	1,586	257	1,601	262

注：利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

以下の市町村は、数値算出中のため、本表の数値には未計上

・東浦町（知多半島圏域）

※医療型短期入所においても同様に未計上

【医療型短期入所のサービス見込量】（図表 91）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体		1,323	354	1,547	426	1,792	535
圏 域 別	名古屋・尾張中部	353	112	411	130	469	148
	（名古屋）	342	106	400	124	458	142
	（尾張中部）	11	6	11	6	11	6
	海部	53	13	55	14	64	16
	尾張東部	34	16	49	18	61	19
	尾張西部	92	29	122	30	129	32
	尾張北部	150	28	174	34	198	39
	知多半島	100	43	137	75	204	144
	西三河北部	69	21	83	25	99	29
	西三河南部東	177	36	197	40	220	44
	西三河南部西	123	19	133	21	142	22
	東三河北部	22	5	26	6	41	8
	東三河南部	150	32	160	33	165	34

注：利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

③ サービスの確保策

障害のある人が安心して地域で自立した生活をするためには、生活介護や就労支援など日中活動系サービスの提供は不可欠であることから、今後も、サービス内容の周知を図りながら事業者の新規参入を積極的に進め、サービス提供体制の充実を図っていきます。

- 障害のある人が身近なところで日中活動系サービスを利用できるよう、NPO 法人など多様な事業主体の新規参入の促進を図ります。
- 地域生活のセーフティーネット機能となる短期入所については、今後、障害のある人の地域生活への移行が進むことに伴い、ますますニーズが高まることが予想されることから、入所施設等の空床利用などを促進し、サービス提供体制基盤の充実を図ります。
- 医療的ケアを必要とする重症心身障害児者が、身近な地域で福祉型短期入所を利用できるよう、看護師及び生活支援員等による支援体制の整備に要する経費を助成し、支援していきます。

(3) 居住系サービス

① 第4期計画までの評価

生活の場を提供する居住系サービスは、グループホーム及び施設入所支援に、平成30年度からの新サービスである自立生活援助を加えた3つに整理されます。

自立生活援助を除いた各サービスの利用実績は、下表のとおりです。

各サービスとも見込量の近似値となっています。

グループホームは、入所施設から地域生活への移行を支える居住の基盤としての役割のほか、在宅等から自立して地域で暮らすことを望む方の居住の場としての役割を担っており、潜在的ニーズに対する不足感が強いサービスです。

さらに、在宅で生活する障害のある人の増加と、その介護を担っている親が高齢化していることを踏まえた「親亡き後」の生活の場としての必要性も高まっています。

【居住系サービスの平成28年度の状況】(図表92)

サービスの種類	利用実績①	見込量(計画値)②	①/②
1 グループホーム	4,458 人/月	4,382 人/月	101.7%
2 施設入所支援	4,236 人/月	4,114 人/月	103.0%

資料：愛知県健康福祉部「障害福祉計画に係る障害福祉サービス等の実績調査」(平成29年度)

② サービス見込量

ア 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用している人で、一人暮らしを希望する障害のある人に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や、訪問、電話、メール等による随時の対応により、必要な支援を行うサービスです。

【自立生活援助のサービス見込量】（図表 93）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体		269	337	422
圏 域 別	名古屋・尾張中部	0	0	1
	(名古屋)	—	—	—
	(尾張中部)	0	0	1
	海部	1	1	4
	尾張東部	23	45	68
	尾張西部	3	7	13
	尾張北部	40	40	43
	知多半島	48	55	66
	西三河北部	28	56	83
	西三河南部東	104	104	104
	西三河南部西	15	17	21
	東三河北部	0	0	1
	東三河南部	7	12	18

注：実人員の単位：人/月

以下の市町村は、数値算出中のため、本表の数値には未計上

- ・名古屋市（名古屋・尾張中部圏域）
- ・大府市（知多半島圏域）
- ・新城市（東三河北部圏域）
- ・豊橋市、田原市（東三河南部圏域）

イ グループホーム

地域において共同生活を営むことに支障のない障害のある人に、主として夜間や休日に共同生活を行う住居を提供し、相談や日常生活上の援助を行うサービスで、従来からグループホームと呼ばれていたものに、障害のある人に、主に夜間や休日に共同生活を行う住居を提供し、入浴、排せつ、食事の介護その他を行う、従来の共同生活介護（ケアホーム）が、平成26年4月1日から、共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

【グループホームのサービス見込量】（図表 94）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体		5,011	5,410	5,816
圏 域 別	名古屋・尾張中部	1,948	2,086	2,224
	（名古屋）	1,880	2,010	2,140
	（尾張中部）	68	76	84
	海部	233	246	261
	尾張東部	251	279	312
	尾張西部	424	458	493
	尾張北部	417	475	538
	知多半島	425	453	479
	西三河北部	200	226	256
	西三河南部東	142	155	169
	西三河南部西	398	416	427
	東三河北部	65	69	69
	東三河南部	508	547	588

注：実人員の単位：人/月

ウ 施設入所支援

障害者支援施設に入所している障害のある人に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスで、生活介護利用者のうち障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上）、又は自立訓練や就労移行支援の利用者のうち地域の状況等により、通所することが困難である人が対象となります。

【施設入所支援のサービス見込量】（図表 95）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体		4,081	4,054	4,009
圏 域 別	名古屋・尾張中部	1,232	1,230	1,227
	（名古屋）	1,127	1,121	1,115
	（尾張中部）	105	109	112
	海部	216	217	216
	尾張東部	181	177	168
	尾張西部	284	278	272
	尾張北部	463	458	451
	知多半島	239	236	231
	西三河北部	241	241	240
	西三河南部東	230	231	231
	西三河南部西	335	329	322
	東三河北部	80	80	78
	東三河南部	580	577	573

注：実人員の単位：人/月

＜再掲＞障害者支援施設の必要入所定員総数（32ページ参照）（図表 96）

（単位：人）

区 分	29年4月1日現在	30年度	31年度	32年度
総 数	4,032	4,006	3,979	3,952

③ サービスの確保策

自立生活援助については、一人暮らしを希望する福祉施設入所者等の地域生活への移行の促進につながるものであるため、今後、サービス内容の周知を図りながら事業者の新規参入を積極的に進め、サービス提供体制の充実を図ります。

また、グループホームの具体的な確保策については、「第4章 地域生活移行についての成果目標の設定と取組施策 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行（4）本計画期間の取組 ○住まいの場の確保」に記述していますが、その概要は次図のとおりです。

グループホーム増加のための施策（図表97）

必要性

- ・入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する人の居住の場としてのニーズ
- ・親等と一緒に暮らしている在宅の人の地域での自立した生活を求めるニーズ

設置に係る支援

- ・県有地の貸付
（県有地活用による福祉施設整備事業実施要綱、県営住宅活用型地域福祉拠点化事業）
- ・市街化調整区域における社会福祉施設の開発許可基準の改定（105頁参照）
- ・既存の戸建て住宅を活用する場合の建築基準法の規制緩和策の実施
（愛知県既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の取扱要綱）
- ・公営住宅等の活用
（グループホーム事業に関する普通県営住宅使用許可事務取扱要領）
- ・グループホーム整備促進支援制度の実施
- ・整備経費の助成

利用者に対する支援

- ・家賃補助（上限1万円：市町村民税非課税の場合）

(4) 相談支援

① 第4期計画までの評価

相談支援は、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の3つに整理されています。

各サービスの利用実績については、下表のとおりです。

計画相談支援については、平成24年4月の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、サービスを利用するすべての利用者にサービス等利用計画を作成することとなっており、利用実績は見込量を上回り、サービスを利用するすべての人にサービス等利用計画の作成が行える体制の整備が進んでいます。一方、施設入所者や精神科病院入院患者等の地域生活への移行を支援する地域移行支援や、地域での継続的な生活を支援する地域定着支援の利用実績は、見込量を大きく下回っており、引き続き、事業者の確保を進めるとともに、障害のある人や家族に対して、サービスの周知を図っていく必要があります。

また、相談支援に対するニーズは高く、相談支援は、障害のある人の心身の状況や生活環境、サービス利用の意向、支援する上での課題等を総合的にアセスメントし、サービス利用につなげていく重要な役割を担っており、対応できる質の高い人材育成が課題となっています。

このため、相談支援専門員の養成を進めるとともに、相談支援機関の連携強化や相談支援専門員間の情報交換ができるネットワークづくりを進めていく必要があります。

さらに、精神障害のある人の相談については、対応していない相談支援事業者があり、その要因の一つとして、事業所職員の各種の障害特性に対する理解不足が挙げられていることから、研修体制の整備を含め相談支援従事者の質の向上について検討する必要があります。

【日中活動系サービスの利用状況(平成29年3月実績)】(図表98)

サービスの種類	利用実績①	見込量(計画値)②	①/②
1 計画相談支援	7,232 人/月	6,452 人/月	112.1%
2 地域移行支援	27 人/月	160 人/月	16.9%
3 地域定着支援	71 人/月	176 人/月	40.3%

資料：愛知県健康福祉部「障害福祉計画に係る障害福祉サービス等の実績調査」(平成29年度)

② サービス見込量

ア 計画相談支援

障害のある人の自立した生活を支え、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するサービスです。

【計画相談支援のサービス見込量】（図表 99）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体		8,578	9,234	9,900
圏 域 別	名古屋・尾張中部	2,259	2,386	2,523
	(名古屋)	2,160	2,280	2,410
	(尾張中部)	99	106	113
	海部	372	417	467
	尾張東部	283	303	323
	尾張西部	674	695	716
	尾張北部	558	779	967
	知多半島	1,200	1,243	1,305
	西三河北部	220	226	232
	西三河南部東	447	452	458
	西三河南部西	517	542	564
	東三河北部	119	124	129
	東三河南部	1,689	1,797	1,912

注：実人員の単位：人/月

イ 地域移行支援

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行うサービスです。

【地域移行支援のサービス見込量】（図表 100）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体		164	177	198
圏 域 別	名古屋・尾張中部	96	96	96
	(名古屋)	95	95	95
	(尾張中部)	1	1	1
	海部	6	6	8
	尾張東部	7	8	8
	尾張西部	4	7	11
	尾張北部	8	9	9
	知多半島	15	17	20
	西三河北部	2	2	2
	西三河南部東	1	1	1
	西三河南部西	6	7	11
	東三河北部	2	2	3
	東三河南部	17	22	29

注：実人員の単位：人/月

ウ 地域定着支援

常時の連絡体制を確保し、障害の特性を原因として生じた緊急の事態等の相談などを行うサービスです。

【地域定着支援のサービス見込量】（図表 101）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体		129	149	173
圏 域 別	名古屋・尾張中部	30	32	34
	(名古屋)	29	31	33
	(尾張中部)	1	1	1
	海部	5	5	8
	尾張東部	10	12	12
	尾張西部	3	6	10
	尾張北部	9	10	11
	知多半島	48	53	58
	西三河北部	2	2	2
	西三河南部東	1	1	1
	西三河南部西	11	14	20
	東三河北部	3	5	5
	東三河南部	7	9	12

注：実人員の単位：人/月

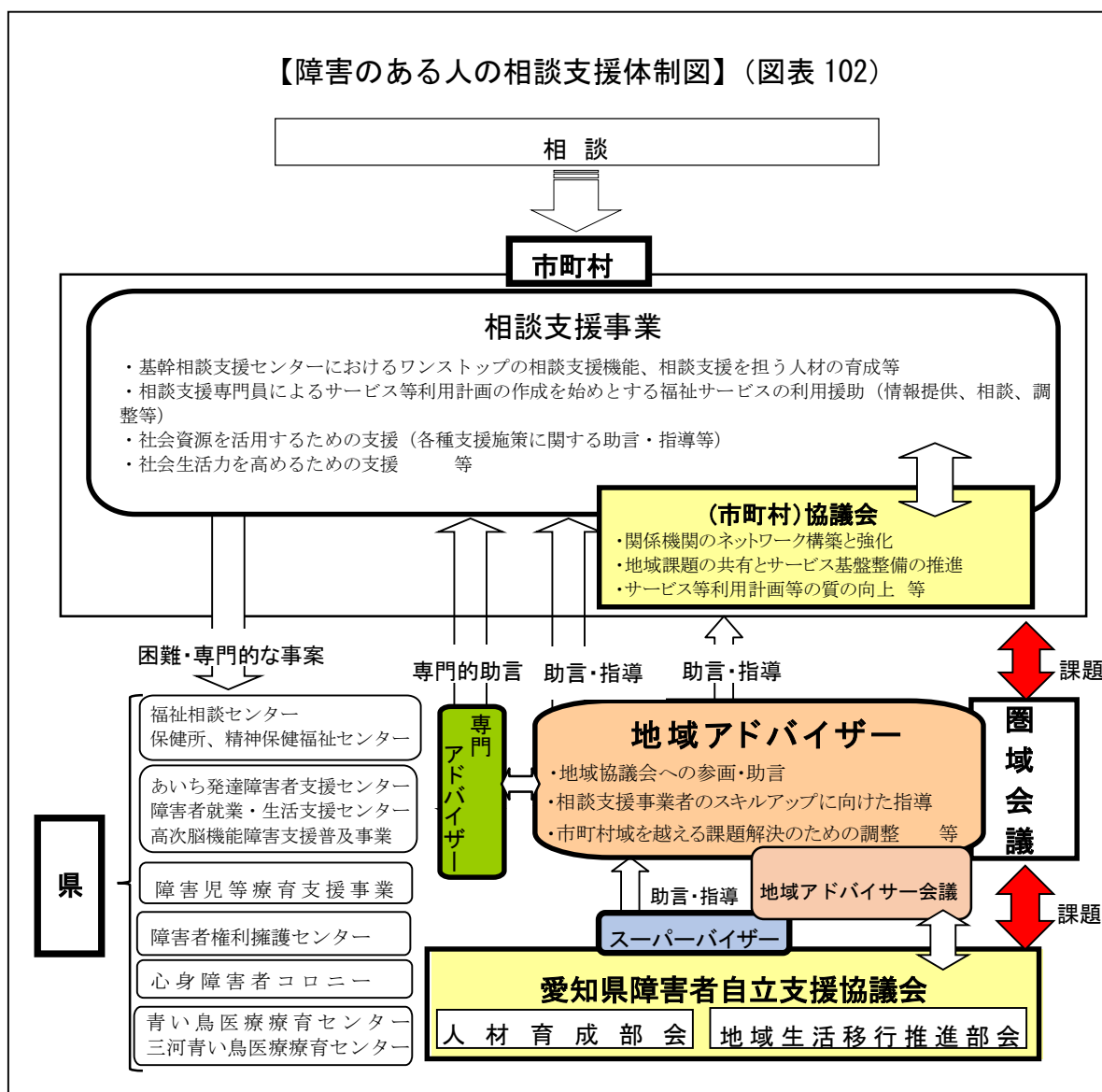
③ サービスの確保策

- 相談支援従事者等研修を実施し、サービスを利用するすべての人にサービス等利用計画の作成ができるよう、相談支援専門員の確保を図っていきます。
- 基本的な相談支援事業は一元的に市町村で実施されています。市町村は、障害福祉サービス事業者、労働、教育、医療等関連する分野の関係者等を含めた協議会において、相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムについて協議を行い、社会資源の開発を進めるとともに、事業者との連絡調整などの相談支援事業を効果的に実施していく必要があります。

基幹相談支援センターについては、各種の障害に対応するワンストップ相談窓口としての機能のほか、権利擁護・虐待防止の窓口、地域移行・地域定着支援の実施主体、さらに地域の相談支援事業者に対する助言、人材育成等、相談支援に係わる主導的役割が期待されているところであり、設置を促進していく必要があります。

このため、県は、愛知県障害者自立支援協議会や圏域会議において、広域的観点から市町村又は圏域（協議会単位）の相談支援体制の状況を把握・評価し、整備方策の助言等を行うほか、相談支援に関するアドバイザーを各圏域に設置し、基幹相談支援センターの設置に向けた助言や、相談支援事業所間のネットワーク構築に向けた指導・調整、強度行動障害がある人¹や医療的ケアが必要な人²への支援など地域単独では対応困難な事例に対する助言、相談支援従事者のスキルアップに向けた指導など広域的専門的な支援を行うことにより、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるシステムづくりを支援していきます。

【障害のある人の相談支援体制図】（図表 102）



資料：愛知県健康福祉部作成

(5) 障害児支援

① 第4期計画までの評価

障害児支援は、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援（平成30年度からの新設サービス））に、障害児相談支援と障害児入所支援（福祉型・医療型）を加えた8つで整理されています。

居宅訪問型児童発達支援及び障害児入所支援（福祉型・医療型）を除いた各サービスの利用実績は、下表のとおりです。

全てのサービスにおいて、その提供体制に地域偏在は見られますが、平成28年度におけるサービスの利用実績は、見込量の近似値となっています。

このうち、保育所等訪問支援は、障害のある子どもがいない子どもと共に暮らす社会（インクルーシブ社会）の実現を推進していく上で、重要なものであり、引き続き、各市町村において、サービスを提供できる体制の整備を進めていくことが必要です。

これに加えて、各サービスの質の向上を図るとともに、重症心身障害児や医療的ケア児を支援できる事業所の確保を進めていく必要があります。

【障害児支援の利用状況(平成29年3月実績)】(図表103)

サービスの種類	利用実績①	見込量(計画値)②	①/②
1 児童発達支援	35,856 人日/月	37,300 人日/月	96.1%
2 医療型児童発達支援	1,389 人日/月	1,535 人日/月	90.5%
3 放課後等デイサービス	85,288 人日/月	83,319 人日/月	102.4%
4 保育所等訪問支援	581 人日/月	478 人日/月	121.5%
5 障害児相談支援	1,935 人/月	1,804 人/月	107.3%

資料：愛知県健康福祉部「障害福祉計画に係る障害福祉サービス等の実績調査」（平成29年度）

② サービス見込量

ア 児童発達支援

未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うサービスです。

【児童発達支援のサービス見込量】（図表 104）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		48,086	3,808	54,059	4,170	60,494	4,568
圏 域 別	名古屋・尾張中部	13,409	82	16,134	87	19,424	92
	(名古屋)	12,625	—	15,308	—	18,555	—
	(尾張中部)	784	82	826	87	869	92
	海部	854	240	1,018	255	1,093	273
	尾張東部	1,030	164	1,098	175	1,177	189
	尾張西部	3,738	448	3,972	476	4,206	504
	尾張北部	5,935	711	6,337	758	6,681	803
	知多半島	5,709	446	6,431	495	6,683	527
	西三河北部	1,818	153	2,067	174	2,348	197
	西三河南部東	3,718	600	4,373	707	5,145	834
	西三河南部西	4,188	352	4,498	377	4,870	406
	東三河北部	280	14	300	15	305	16
	東三河南部	4,867	448	5,079	466	5,295	485

注：利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

以下の市町村は、数値算出中のため、本表の数値には未計上

・名古屋市（名古屋・尾張中部圏域）

※「実人員」は未計上だが、「利用日数」は計上済み

イ 医療型児童発達支援

未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うサービスであり、身体状況により、治療も行います。

【医療型児童発達支援のサービス見込量】（図表 105）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		1,227	106	1,299	113	1,382	124
圏 域 別	名古屋・尾張中部	186	4	187	5	188	6
	(名古屋)	153	—	153	—	153	—
	(尾張中部)	33	4	34	5	35	6
	海部	181	14	199	15	220	16
	尾張東部	13	2	13	2	14	2
	尾張西部	47	6	47	6	47	6
	尾張北部	74	8	90	10	103	13
	知多半島	19	2	19	2	19	2
	西三河北部	409	39	424	40	424	40
	西三河南部東	94	12	94	12	94	12
	西三河南部西	112	10	134	12	176	16
	東三河北部	5	1	5	1	10	2
	東三河南部	87	8	87	8	87	9

注：利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

以下の市町村は、数値算出中のため、本表の数値には未計上

- ・名古屋市（名古屋・尾張中部圏域）

※「実人員」は未計上だが、「利用日数」は計上済み

- ・田原市（東三河南部圏域）

ウ 放課後等デイサービス

就学中の児童に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービスです。

【放課後等デイサービスのサービス見込量】(図表 106)

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		141,424	9,816	163,155	11,255	188,586	12,992
圏 域 別	名古屋・尾張中部	43,707	247	51,618	261	61,011	276
	(名古屋)	40,722	—	48,459	—	57,666	—
	(尾張中部)	2,985	247	3,159	261	3,345	276
	海部	6,180	588	6,682	635	7,211	685
	尾張東部	10,231	1,153	12,397	1,397	15,374	1,735
	尾張西部	11,667	1,643	12,885	1,153	14,117	1,264
	尾張北部	18,732	1,422	20,621	1,585	22,758	1,773
	知多半島	9,580	1,037	10,998	1,192	12,309	1,383
	西三河北部	6,918	641	8,308	775	9,984	937
	西三河南部東	9,093	1,191	11,058	1,454	13,465	1,778
	西三河南部西	10,925	1,270	11,965	1,391	13,103	1,527
	東三河北部	410	41	460	46	515	52
	東三河南部	13,981	1,183	16,163	1,366	18,739	1,582

注：利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

以下の市町村は、数値算出中のため、本表の数値には未計上

・名古屋市（名古屋・尾張中部圏域）

※「実人員」は未計上だが、「利用日数」は計上済み

エ 保育所等訪問支援

保育所等に通う児童に対し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスです。

【保育所等訪問支援のサービス見込量】(図表 107)

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		615	277	727	323	897	385
圏 域 別	名古屋・尾張中部	42	2	42	2	42	2
	(名古屋)	40	—	40	—	40	—
	(尾張中部)	2	2	2	2	2	2
	海部	108	14	158	20	213	28
	尾張東部	30	16	40	23	51	30
	尾張西部	32	20	33	21	36	23
	尾張北部	73	18	80	22	91	27
	知多半島	57	38	66	42	116	56
	西三河北部	16	12	19	14	22	16
	西三河南部東	7	7	9	9	12	12
	西三河南部西	121	87	135	97	148	106
	東三河北部	5	1	5	1	10	2
	東三河南部	124	62	140	72	156	83

注 : 利用日数の単位 : 人日/月、実人員の単位 : 人/月

以下の市町村は、数値算出中のため、本表の数値には未計上

・名古屋市(名古屋・尾張中部圏域)

※「実人員」は未計上だが、「利用日数」は計上済み

オ 居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難である重度の障害のある子どもに対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

【居宅訪問型児童発達支援のサービス見込量】（図表 108）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		189	35	256	48	326	68
圏 域 別	名古屋・尾張中部	0	0	0	0	0	0
	(名古屋)	—	—	—	—	—	—
	(尾張中部)	0	0	0	0	0	0
	海部	0	0	0	0	4	1
	尾張東部	1	1	5	2	5	2
	尾張西部	17	4	34	8	50	12
	尾張北部	78	15	110	19	129	22
	知多半島	28	2	28	2	35	6
	西三河北部	7	3	13	5	21	8
	西三河南部東	6	1	6	1	6	1
	西三河南部西	32	5	35	6	39	8
	東三河北部	5	1	5	1	10	2
	東三河南部	15	3	20	4	27	6

注 : 利用日数の単位 : 人日/月、実人員の単位 : 人/月

以下の市町村は、数値算出中のため、本表の数値には未計上

- ・名古屋市（名古屋・尾張中部圏域）
- ・瀬戸市、尾張旭市（尾張東部圏域）
- ・豊橋市、田原市（東三河南部圏域）

カ 障害児相談支援

障害児相談支援事業所が障害児通所支援、障害福祉サービス利用に関する障害児支援利用計画を作成し、サービス事業者と連絡調整などを行うサービスです。

【障害児相談支援のサービス見込量】（図表 109）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体		3,118	3,490	4,065
圏 域 別	名古屋・尾張中部	376	460	530
	(名古屋)	311	391	457
	(尾張中部)	65	69	73
	海部	101	113	127
	尾張東部	160	195	240
	尾張西部	236	254	275
	尾張北部	207	251	465
	知多半島	790	866	977
	西三河北部	151	155	166
	西三河南部東	225	237	250
	西三河南部西	290	318	349
	東三河北部	11	12	14
	東三河南部	571	629	672

注：実人員の単位：人/月

キ 福祉型障害児入所支援

障害のある子どもが入所して、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与といった福祉サービスを行います。

【福祉型障害児入所支援のサービス見込量】（図表 110）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体		358	358	358
圏 域 別	名古屋・尾張中部	100	100	100
	（名古屋）	100	100	100
	（尾張中部）	0	0	0
	海部	0	0	0
	尾張東部	0	0	0
	尾張西部	0	0	0
	尾張北部	72	72	72
	知多半島	38	38	38
	西三河北部	43	43	43
	西三河南部東	14	14	14
	西三河南部西	0	0	0
	東三河北部	0	0	0
	東三河南部	91	91	91

注1：実人員の単位：人/月

注2：措置児を含む。

【福祉型障害児入所施設の必要入所定員総数】（図表 111）

（単位：人）

区分	29年4月1日現在	30年度	31年度	32年度
総数	456	456	456	456

ク 医療型障害児入所支援

障害のある子どもが入所して、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与といった福祉サービスに併せて治療を行います。

【医療型障害児入所支援のサービス見込量】（図表 112）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体		87	87	87
圏 域 別	名古屋・尾張中部	50	50	50
	（名古屋）	50	50	50
	（尾張中部）	0	0	0
	海部	0	0	0
	尾張東部	0	0	0
	尾張西部	0	0	0
	尾張北部	7	7	7
	知多半島	0	0	0
	西三河北部	0	0	0
	西三河南部東	24	24	24
	西三河南部西	0	0	0
	東三河北部	0	0	0
	東三河南部	6	6	6

注1：利用日数の単位：人/月

注2：措置児を含む。療養介護利用者は含まない。

【医療型障害児入所施設の必要入所定員総数】（図表 113）

（単位：人）

区分	29年4月1日現在	30年度	31年度	32年度
総数	619	717	717	717

注：定員には、療養介護利用者分も含む。

ケ 医療的ケア児等を支援するコーディネーターの配置数

第5期計画の国の基本指針において、県及び市町村は、障害児支援に係る新たな活動指標として、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、成果目標として設定する協議の場に参加し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりの推進の役割を担うコーディネーターの配置数について設定するよう求められています。

コーディネーターの配置については市町村が実施主体となるため、県では、市町村と連携を図り、次のとおり具体的な配置数を設定します。

また、このコーディネーターは、重症心身障害児者を支援する役割も担うことができるものとします。

【医療的ケア児等を支援するコーディネーターの配置数】（図表 114）

（単位：人）

区 分	30 年度見込	31 年度見込	32 年度見込
コーディネーターの配置数	53	53	53

名古屋市は数値算出中のため、未計上

③ サービス等の確保策

- 身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などのサービスを利用できるよう、NPO 法人など多様な事業主体の新規参入の促進を図ります。
- 児童発達支援センターを中心とした地域の障害児相談支援体制の整備に努めるとともに、「児童発達支援ガイドライン」、「放課後等デイサービスガイドライン」を踏まえた、質の高い障害児支援が地域で行われるよう、児童発達支援管理責任者研修の実施など、人材の養成に努めます。
- 「保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書」を活用し、保育所等訪問支援のサービスの質の向上を図るとともに、訪問先となる保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ、小学校、特別支援学校等を所管する関係機関への周知を図ります。
- 市町村における医療的ケア児等を支援するコーディネーターの配置を進めるため、県では、医療的ケア児や重症心身障害児者の支援に関する研修を実施し、人材の養成に努めます。

(6) 子ども・子育て支援等

① 指標の設定

第5期計画の国の基本指針では、障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、県及び市町村は、新たに障害のある子どもの保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業などの子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握するとともに、それを満たす定量的な目標を設定し、その提供体制の整備に努めることとされています。

県では、利用ニーズを踏まえた必要な量の見込み及び定量的な目標を、市町村が当事者へのニーズ調査等により算出した数値（一部の市町村では暫定・参考値）の積み上げを基本に次のとおり設定し、子ども・子育て支援等の提供体制の整備に取り組んでいきます。

【障害のある子どもの子ども・子育て支援等の必要な見込量と定量的な目標】（図表 115）

種別	利用ニーズを踏まえた 必要な量の見込み（人）	定量的な目標（人）		
		30年度	31年度	32年度
保育所	3,553	3,484	3,565	3,679
認定こども園	207	211	232	240
放課後児童健全育成事業	1,433	1,318	1,371	1,419

注：年間の実人員数

以下の市町村は、数値算出中のため、本表の数値には未計上

- ・名古屋市
- ・豊川市

② 本計画期間の取組

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害のある子どもが希望に沿った利用ができるよう、市町村と連携し、ニーズの把握を行うとともに、本県の子ども・子育て支援事業支援計画に位置付けている「あいち はぐみんプラン 2015-2019」（計画期間：平成27年度～平成31年度）と調和を図りながら、その提供体制の整備に取り組んでいきます。

(7) 就労支援

① 指標の設定

障害のある人の一般就労は、自立した地域生活を安定かつ継続的に営んでいく上で、重要な要素になります。第5期計画では、国の基本方針に即して、平成32年度における障害者雇用に関する活動指標を次のとおり設定し、関係機関と連携しながら、福祉施設から一般就労への移行及び職場定着について、計画的かつ着実に進めていきます。

(図表 116)

活動指標		平成32年度の見込量
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行見込数	【就労移行支援事業】	999人
	【就労継続支援事業A型】	245人
	【就労継続支援事業B型】	130人
障害者に対する職業訓練の受講者数 (福祉施設から一般就労への移行を促進するため、必要な者が職業訓練を受講できるよう、受講者数の見込みを設定する)		38人
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数 (福祉施設から一般就労への移行を促進するため、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する)		2,517人
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数 (福祉施設から一般就労への移行を促進するため、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数の見込みを設定する)		944人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数 (一般就労後の職場定着を支援するため、必要な者が障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する)		185人

② 本計画期間の取組

「第4章 地域生活移行等についての成果目標の設定と取組施策 4 福祉施設から一般就労への移行等 (4) 本計画期間の取組」に記載の取組を行うとともに、産業労働部や愛知労働局を始めとする関係機関との連携の強化を図り、障害のある人の就労支援について、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組んでいきます。

(8) 発達障害のある人に対する支援

① 指標の設定

発達障害のある人に対しては、可能な限り身近な地域において、乳幼児期から成人期までの各ライフステージを通じた、教育や就労、生活面での切れ目のない支援を受けられることが必要です。第5期計画では、国の基本指針に即して、平成32年度における発達障害のある人に関する活動指標を次のとおり設定し、関係機関と連携しながら、発達障害のある人への支援の一層の充実を図っていきます。

(図表 117)

活 動 指 標	平成32年度の見込量
発達障害者支援地域協議会の開催回数 (地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数の見込みを設定する。)	年3回
発達障害者支援センターによる相談支援件数 (現状の相談件数、発達障害のある人等のニーズから導き出される相談件数の見込みを設定する。)	1,400件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数 (現状の相談件数、発達障害のある人等のニーズのうち、市町村等から発達障害者支援センターの助言が求められる件数の見込みを設定する。)	70件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数 (現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する。)	20件

② 本計画期間の取組

- 県は、発達障害に関する家族への相談支援や、地域への支援機能の強化するために研修等を行う「あいち発達障害者支援センター」を中心として、医療、保健、福祉、労働、教育等の各分野の関係機関の連携を強化し、生涯を通じて切れ目のない支援が行われるよう、引き続き、総合的な支援体制の整備に取り組んでいきます。
- 発達障害の早期発見や発達支援、成人期の発達障害のある人への支援方策等について、本県の発達障害者支援地域協議会に位置付けている「発達障害者支援体制整備推進協議会」において、引き続き検討していきます。

- 地域における発達障害の相談支援について、それぞれの市町村の現状やニーズに合わせた体制整備の支援をしていきます。
また、地域支援の体制整備の中核となる発達障害支援指導者の活用を市町村に働きかけるとともに、その活動を支援していきます。
- 支援者向けの各種研修や事業所等へ出向いて事例検討等を通じた研修を行う機関コンサルテーションなどにより、支援者を育成・支援し、地域支援体制の充実を図っていきます。
- 身近な地域で同じ悩みを持つ人に相談できるよう、発達障害のある人の父母を対象としたピアカウンセラー養成のための事業を実施します。

2 障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量（ビジョン）

（1）圏域単位での地域特性及び課題

各圏域を人口別で見ると、平成 29 年 4 月 1 日現在で 2,471,920 人の名古屋・尾張中部圏域から 55,352 人の東三河北部圏域まで大きな開きがあり、人口密度も、名古屋・尾張中部圏域の 6,711 人/k m²から東三河北部圏域の 53 人/k m²まで大きな開きがあります。

人口密度の低さは、サービス利用者の面積当たりの少なさにつながり、訪問系や日中活動系のサービス事業者にとって経営上不利となり、それらの事業者数が少ない要因となっています。その一方、地価は相対的に低く、施設整備に係る建設コストは低くなりますが、こうした地域では市街化を抑制すべき区域として定められた市街化調整区域であることが多く、社会福祉施設であっても開発許可が必要です。

市街化調整区域における社会福祉施設は、県が所管する市町村においては、平成 21 年 11 月 12 日から新たに許可の基準を施行し、近隣に係る医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設の機能と密接に連携しつつ立地又は運用する場合等、一定の立地要件を満たす施設の立地が認められています。さらに、平成 23 年 10 月 1 日施行の「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」では、一定の要件を満たす地域で、社会福祉施設も立地することができるような区域を市町村の申出により指定することができるようになっています。

障害のある人の数で見ると、平成 29 年 4 月 1 日現在で、身体障害者手帳所持者、療育（愛護）手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者の合計数の人口比は、最も高い圏域が 6.1%を占める東三河北部圏域で、最も低い圏域は 4.1%を占める尾張東部圏域です。

このような状況がある中、市町村ヒアリング・圏域会議の結果等から、県内の障害福祉サービス等の現状と課題をまとめると以下のようになります。

【訪問系サービス】

訪問系サービスのニーズに対してのサービス供給量は、概ね充足している市町村と不足している市町村があります。訪問系サービスは、地域で生活を支える基本事業であり、地域生活移行を支えるサービスでもあるため、必要となるサービス量を確保するために、引き続き、基盤整備を進める必要があります。

なお、充足している市町村でも、新しく設置された事業所については、利用者への周知が、市町村等において適切に行われる必要があります。

不足している市町村の主な理由（課題）としては、利用者の絶対数が少なかったり、利用希望が土日・祝日・早朝や夜間など特定の時間に集中していること及び報

報酬単価が低いことなどにより事業者の参入が少ないことや、行動援護などについて資格要件を満たす従業者が不足していること、男性ヘルパーが不足していること、医療的ケアが実施できる従業者が不足していることなどが挙げられています。

特に東三河北部圏域では、利用者の密度が低いために、利用者間の移動に時間がかかるなど、事業者として効率が悪いことなどがあります。

必要となるサービス量を確保するためには、基盤整備及び人材確保、スキルアップを進める必要があります。事業者への働きかけのほか、一部の市町村では独自にサービス従業者の研修を実施したり、協議会や協議会に専門部会を設けて協議を行っています。

【日中活動系サービス】

短期入所、自立訓練（機能訓練）を除き、多くの市町村で強い不足感はないものと考えられますが、地域で自立した日常生活や社会生活を送るための日中の多様な活動の場として、生活介護や就労継続支援など、必要となるサービス量を確保するための基盤整備を進める必要があります。

不足している市町村の主な理由（課題）としては、利用者の絶対数が少ないこと（通所手段がなく利用できない場合を含む）などによる事業者の参入がないこと、報酬単価が低いこと、男性の介護職員雇用が難しいことなどが挙げられます。

特に東三河北部圏域では、居宅からの通所手段が非常に少ないため、利用者が限定されるとともに、交通費の負担が大きい人がいます。

一部の自治体では、通所施設への交通費の全額又は一部の助成を行っています。

なお、就労移行支援は、利用期間が2年間（期間1年以内、1回更新可）と限られ、利用者の継続的な確保が難しいことから、事業者が参入しづらくなっています。しかしながら、就労移行支援は就労を希望する障害のある人のニーズを把握し、適切な支援により就労に結びつけるサービスであるため、参入が増えるよう検討を進める必要があります。

また、短期入所については、サービス提供の基盤が不足している上に、利用者の情報を市町村及び事業所間で共有できるネットワークがないために、緊急時におけるサービス利用に困難が生じています。さらに、利用者の固定化により緊急利用等の潜在的な利用希望に応えきれず、他市町村の事業者を使う例も多く見られるため、各市町村には事業者のさらなる参入促進に努めるとともに、必要な時にサービスを利用できる体制づくりが強く求められます。

【居住系サービス】

グループホームは、入所施設を利用していた障害のある人が地域生活へ安心して移行し、自立した生活をするために大変重要なサービスです。また、親など保護者と暮らす障害のある人が、地域で自立して暮らすためのサービスとして大きなニーズがあります。そのため、これまで以上に、サービス量を確保するための基盤整備を進める必要があります。

不足している市町村の主な理由（課題）としては、精神障害を対象とするサービスが少ないことのほか、整備や運営の経験やノウハウがないこと、サービス報酬単価が低いこと、世話人の確保が難しいことなどが挙げられます。

また、新たに設置されたグループホームへの入居は、設置法人が運営する日中活動系サービスを利用している人が優先されるという現状も一部にあります。

グループホームの確保策としては、十分な防火・避難対策を講じた、既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の取扱要綱に基づくグループホームの開設が進められ始めています。

また、一部の市町村では施設整備費や運営費への上乗せ補助が実施又は検討されています。

【相談支援】

平成24年4月の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、サービスを利用するすべての利用者にサービス等利用計画を作成することとなり、計画相談支援のニーズはますます高まっています。また、地域移行支援及び地域定着支援については、入所施設や精神科病院からの地域生活への移行と定着を進める上で重要なものであり、サービスの提供体制を積極的に進める必要があります。

不足している市町村の主な理由（課題）としては、報酬面等の問題から事業者の参入が進まないことのほか、サービス等利用計画の作成率自体は年々向上しているもののセルフプランの割合が多いこと、相談支援専門員一人当たりが抱える担当件数が非常に多いこと、さらには専門性の高い人材の育成が挙げられます。

また、地域移行支援及び地域定着支援については、すべての市町村で、サービスを提供する事業者が少ない状況があります。特に、地域移行支援については、対象者の要件や支給決定の有効期限が短いこと、報酬面の問題から事業者の参集が進んでいない状況があり、また、医療機関側の制度理解が進んでいないことにより、相談（サービスの利用希望）が挙がってこないという状況もあります。

こうした中、一部の市町村では、協議会や協議会の下に設置した専門部会、基幹相談支援センター等が中心となり、研修やグループワーク、情報交換会を行い、サ

サービスの質の向上を図るとともに、量的確保に向けた方策の検討が行われています。

【障害児支援】

サービスの供給量は、サービスの種別ごとに充足しているものと充足していないものの両極化が進んでいます。放課後等デイサービスについては、地域差はあれど、多くの市町村で強い不足感はないものと考えられますが、保育所等訪問支援や障害児相談支援については、多くの市町村で特に不足している状況があります。

不足している市町村の主な理由（課題）として、保育所等訪問支援については、保護者や学校教員の理解が進まないことや利用手続きが煩雑なことにより利用希望者が少ないこと、訪問支援員の確保が難しいことなどが挙げられます。また、障害児相談支援については、近年の児童発達支援や放課後等デイサービスの急激な利用の伸びにより、計画相談支援と同様に、相談支援専門員一人当たりが抱える担当件数が非常に多くなっていることや専門性の高い人材の確保・育成が進まないこと、報酬面の問題から事業者の参入が少ないことなどが挙げられます。また、他のサービスについては、強度行動障害のある子どもや医療的ケア児への支援を行うことができる事業所が少ないことが課題視されています。

一方で、サービスの供給量としては充足していますが、放課後等デイサービスについては、利潤を追求し質の低いサービスを行う事業所や適切ではない支援（単なる預かりのみを行うなど。）を行う事業所が増えているという指摘が全国的にあることから、量だけではなく質の向上が求められています。

このため、一部の市町村では、関係機関や関係事業所との連絡協議会の開催を行うとともに、保護者向けのサービス利用に関する説明会やサービス事業者への研修会、サービス事業者間の情報交換会などを定期的に行っています。

（２）平成32年度末までに不足するサービスの基盤整備

必要なサービスを確保するためには、事業者のより一層の参入などが求められますが、その事業者の参入を促進するためには、国における介護報酬を始めとした制度の一層の改善が望まれるところです。

また、不足するサービス基盤の整備を促進するためには、地域の協議会がその機能を有効に発揮することが重要です。

体制の整備に当たっては、「どこに暮らしを築いても一定の水準の支援を受けられるよう、地方自治体間の限度を超え合理性を欠くような格差についての是正を目指す」とする「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」の趣旨を踏まえて取り組むことが求められます。

県では、圏域ごとに掲げたサービス見込量を確保するため、第2期計画において設置した圏域会議において、引き続き、サービス利用実績及び基盤整備状況の検証を行い、地域特性や課題を踏まえた今後の方策などの検討を行い、市町村と協働して整備を進めていきます。

なお、一部の圏域において、緊急時における短期入所の円滑な利用について、市町村と事業者が協働して、ネットワークを形成して、その強化に取り組んでいます。

また、障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見センターを実施しているところ、実施に向けて検討に取り組んでいるところ等、成年後見についての機能強化が検討されています。

(3) 各圏域の現状と今後のサービス見込量

ア 名古屋・尾張中部圏域

【障害福祉サービス等の現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

＜圏域全体＞

(図表 118)

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	336,869 時間	354,394 時間	382,200 時間	405,040 時間
	7,372 人	7,986 人	8,387 人	8,829 人

＜内訳①：名古屋地域＞

(図表 119)

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	332,565 時間	350,000 時間	377,600 時間	400,000 時間
	7,168 人	7,780 人	8,170 人	8,600 人

＜内訳②：尾張中部地域＞

(図表 120)

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	4,304 時間	4,394 時間	4,600 時間	5,040 時間
	204 人	206 人	217 人	229 人

○日中活動系サービス

＜圏域全体＞

(図表 121)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
生活介護	92,788 人日	92,057 人日		94,205 人日		96,375 人日	
	4,529 人	4,817 人		4,935 人		5,045 人	
自立訓練(機能訓練)	544 人日	487 人日		487 人日		487 人日	
	49 人	48 人		48 人		48 人	
自立訓練(生活訓練)	3,253 人日	3,663 人日		2,883 人日		4,103 人日	
	221 人	248 人		263 人		278 人	
就労移行支援	9,996 人日	9,431 人日		9,451 人日		9,478 人日	
	591 人	597 人		598 人		600 人	
就労継続支援(A型)	45,802 人日	48,513 人日		51,015 人日		55,518 人日	
	2,248 人	2,519 人		2,696 人		2,883 人	
就労継続支援(B型)	43,235 人日	47,499 人日		51,725 人日		55,951 人日	
	2,446 人	2,856 人		3,115 人		3,364 人	
就労定着支援	— 人	5 人		5 人		6 人	
療養介護	220 人	230 人		230 人		231 人	
福祉型短期入所	7,115 人日	7,326 人日		7,772 人日		8,223 人日	
	1,139 人	1,182 人		1,248 人		1,315 人	
医療型短期入所	390 人日	353 人日		411 人日		469 人日	
	108 人	112 人		130 人		148 人	

＜内訳①：名古屋地域＞

(図表 122)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
生活介護	87,046 人日	84,710 人日		86,580 人日		88,450 人日	
	4,243 人	4,530 人		4,630 人		4,730 人	
自立訓練(機能訓練)	521 人日	450 人日		450 人日		450 人日	
	47 人	45 人		45 人		45 人	
自立訓練(生活訓練)	3,182 人日	3,620 人日		2,840 人日		4,060 人日	
	216 人	245 人		260 人		275 人	
就労移行支援	9,630 人日	9,100 人日		9,120 人日		9,130 人日	
	571 人	576 人		577 人		578 人	
就労継続支援(A型)	43,193 人日	45,680 人日		48,040 人日		52,400 人日	
	2,118 人	2,380 人		2,550 人		2,730 人	
就労継続支援(B型)	41,142 人日	45,150 人日		49,220 人日		53,290 人日	
	2,328 人	2,720 人		2,970 人		3,210 人	
就労定着支援	— 人	検討中 人		検討中 人		検討中 人	
療養介護	201 人	211 人		211 人		211 人	
福祉型短期入所	6,697 人日	6,928 人日		7,350 人日		7,772 人日	
	1,068 人	1,104 人		1,166 人		1,228 人	
医療型短期入所	357 人日	342 人日		400 人日		458 人日	
	100 人	106 人		124 人		142 人	

<内訳②：尾張中部地域>

(図表 123)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
生活介護	5,742 人日	7,347 人日		7,625 人日		7,925 人日	
	286 人	287 人		305 人		315 人	
自立訓練(機能訓練)	23 人日	37 人日		37 人日		37 人日	
	2 人	3 人		3 人		3 人	
自立訓練(生活訓練)	71 人日	43 人日		43 人日		43 人日	
	5 人	3 人		3 人		3 人	
就労移行支援	366 人日	331 人日		331 人日		348 人日	
	20 人	21 人		21 人		22 人	
就労継続支援(A型)	2,609 人日	2,833 人日		2,975 人日		3,118 人日	
	130 人	139 人		146 人		153 人	
就労継続支援(B型)	2,093 人日	2,349 人日		2,505 人日		2,661 人日	
	118 人	136 人		145 人		154 人	
就労定着支援	— 人	5 人		6 人		6 人	
療養介護	19 人	19 人		19 人		20 人	
福祉型短期入所	418 人日	398 人日		422 人日		451 人日	
	71 人	78 人		82 人		87 人	
医療型短期入所	33 人日	11 人日		11 人日		11 人日	
	8 人	6 人		6 人		6 人	

○居住系サービス

<圏域全体>

(図表 124)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
自立生活援助	— 人	1 人		1 人		1 人	
共同生活援助	1,703 人	1,948 人		2,086 人		2,224 人	
施設入所支援	1,230 人	1,232 人		1,230 人		1,227 人	

<内訳①：名古屋地域>

(図表 125)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
自立生活援助	— 人	検討中 人		検討中 人		検討中 人	
共同生活援助	1,647 人	1,880 人		2,010 人		2,140 人	
施設入所支援	1,124 人	1,127 人		1,121 人		1,115 人	

<内訳②：尾張中部地域>

(図表 126)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
自立生活援助	— 人	1 人		1 人		1 人	
共同生活援助	56 人	68 人		76 人		84 人	
施設入所支援	106 人	105 人		109 人		112 人	

○相談支援
 <圏域全体>

(図表 127)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
計画相談支援	2,264 人	2,259 人		2,386 人		2,523 人	
地域移行支援	11 人	96 人		96 人		96 人	
地域定着支援	26 人	30 人		32 人		34 人	

<内訳①：名古屋地域>

(図表 128)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
計画相談支援	2,131 人	2,160 人		2,280 人		2,410 人	
地域移行支援	11 人	95 人		95 人		95 人	
地域定着支援	26 人	29 人		31 人		33 人	

<内訳②：尾張中部地域>

(図表 129)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
計画相談支援	133 人	99 人		106 人		113 人	
地域移行支援	0 人	1 人		1 人		1 人	
地域定着支援	0 人	1 人		1 人		1 人	

○障害児支援
 <圏域全体>

(図表 130)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
児童発達支援	13,096 人日	13,409 人日		16,134 人日		19,424 人日	
	1,115 人	82 人		87 人		92 人	
医療型児童発達支援	186 人日	186 人日		187 人日		188 人日	
	26 人	4 人		5 人		6 人	
放課後等デイサービス	40,598 人日	42,707 人日		51,618 人日		61,011 人日	
	2,947 人	247 人		261 人		276 人	
保育所等訪問支援	17 人日	41 人日		41 人日		41 人日	
	10 人	1 人		1 人		1 人	
居宅訪問型児童発達支援	— 人日	0 人日		0 人日		0 人日	
	— 人日	0 人		0 人		0 人	
障害児相談支援	267 人	376 人		460 人		530 人	
福祉型障害児入所支援	88 人	100 人		100 人		100 人	
医療型障害児入所支援	69 人	50 人		50 人		50 人	

注：福祉型・医療型障害児入所支援の実績は、当該圏域内の障害児入所施設の入所者数を計上（各圏域とも同じ。以降略）

<内訳①：名古屋地域>

(図表 131)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
児童発達支援	12,461 人日	12,625 人日		15,308 人日		18,555 人日	
	1,018 人	検討中 人		検討中 人		検討中 人	
医療型児童発達支援	182 人日	153 人日		153 人日		153 人日	
	23 人	検討中 人		検討中 人		検討中 人	
放課後等デイサービス	38,939 人日	40,722 人日		48,459 人日		57,666 人日	
	2,703 人	検討中 人		検討中 人		検討中 人	
保育所等訪問支援	17 人日	40 人日		40 人日		40 人日	
	10 人	検討中 人		検討中 人		検討中 人	
居宅訪問型児童発達支援	— 人日	検討中 人日		検討中 人日		検討中 人日	
	— 人日	検討中 人		検討中 人		検討中 人	
障害児相談支援	183 人	311 人		391 人		457 人	
福祉型障害児入所支援	88 人	100 人		100 人		100 人	
医療型障害児入所支援	69 人	50 人		50 人		50 人	

<内訳②：尾張中部地域>

(図表 132)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
児童発達支援	635 人日 97 人	784 人日 82 人		826 人日 87 人		869 人日 92 人	
医療型児童発達支援	4 人日 3 人	33 人日 4 人		34 人日 5 人		35 人日 6 人	
放課後等デイサービス	1,659 人日 244 人	1,985 人日 247 人		3,159 人日 261 人		3,345 人日 276 人	
保育所等訪問支援	0 人日 0 人	1 人日 1 人		1 人日 1 人		1 人日 1 人	
居宅訪問型児童発達支援	— 人日 — 人	0 人日 0 人		0 人日 0 人		0 人日 0 人	
障害児相談支援	84 人	65 人		69 人		73 人	
福祉型障害児入所支援	0 人	0 人		0 人		0 人	
医療型障害児入所支援	0 人	0 人		0 人		0 人	

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

(図表 133)

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	2,471,920	65 歳以上	598,006	人口密度	6,711

資料：人口は統計課「あいちの人口」、土地面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。(各圏域とも同じ。以降略)

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数 (平成 29 年 4 月 1 日現在) (図表 134)

区分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	83,280	3.4
療育手帳所持者数	17,642	0.7
精神障害者保健福祉手帳所持者数	23,853	1.0
自立支援医療(精神通院医療)の受給者数	36,200	1.5

資料：愛知県健康福祉部調べ (各圏域とも同じ。以降略)

注：自立支援医療(精神通院医療)の受給者数については、平成 29 年 3 月 31 日現在

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数 (平成 29 年 5 月 1 日現在)

(図表 135)

学年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	384	198	214	796

資料：文部科学省「学校基本調査」(各圏域とも同じ。以降略)

注：圏域内居住者の数

○卒業生 (平成 28 年度)

(図表 136)

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	20	7.0
就職者	54	18.9
その他	67	23.4
福祉施設等の利用者	145	50.7
卒業生計	286	100

※文部科学省「学校基本調査」(各圏域とも同じ。以降略)

イ 海部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

(図表 137)

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	6,712 時間	7,457 時間	8,026 時間	8,584 時間
	330 人	391 人	426 人	464 人

○日中活動系サービス

(図表 138)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
生活介護	9,869 人日	11,616 人日		12,822 人日		14,365 人日		
	485 人	546 人		565 人		581 人		
自立訓練(機能訓練)	57 人日	114 人日		119 人日		125 人日		
	3 人	7 人		7 人		7 人		
自立訓練(生活訓練)	177 人日	168 人日		178 人日		189 人日		
	14 人	14 人		15 人		16 人		
就労移行支援	660 人日	1,394 人日		1,736 人日		2,164 人日		
	39 人	50 人		56 人		62 人		
就労継続支援(A型)	6,755 人日	7,048 人日		7,709 人日		8,478 人日		
	323 人	356 人		394 人		435 人		
就労継続支援(B型)	9,763 人日	11,301 人日		12,256 人日		13,283 人日		
	520 人	614 人		661 人		709 人		
就労定着支援	— 人	6 人		7 人		11 人		
療養介護	23 人	25 人		25 人		25 人		
福祉型短期入所	911 人日	889 人日		943 人日		1,002 人日		
	141 人	131 人		138 人		145 人		
医療型短期入所	48 人日	53 人日		55 人日		64 人日		
	12 人	13 人		14 人		16 人		

○居住系サービス

(図表 139)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
自立生活援助	— 人	1 人		1 人		4 人		
共同生活援助	202 人	233 人		246 人		261 人		
施設入所支援	228 人	216 人		217 人		216 人		

○相談支援

(図表 140)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
計画相談支援	397 人	372 人		417 人		467 人		
地域移行支援	0 人	6 人		6 人		8 人		
地域定着支援	1 人	5 人		5 人		8 人		

○障害児支援

(図表 141)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
児童発達支援	988 人日	1,030 人日		1,098 人日		1,177 人日		
	179 人	164 人		175 人		189 人		
医療型児童発達支援	32 人日	181 人日		199 人日		220 人日		
	6 人	14 人		15 人		16 人		
放課後等デイサービス	5,208 人日	6,180 人日		6,682 人日		7,211 人日		
	509 人	588 人		635 人		685 人		
保育所等訪問支援	6 人日	108 人日		158 人日		213 人日		
	2 人	14 人		20 人		28 人		
居宅訪問型児童発達支援	— 人日	0 人日		0 人日		4 人日		
	— 人日	0 人		0 人		1 人		
障害児相談支援	119 人	101 人		113 人		127 人		
福祉型障害児入所支援	0 人	0 人		0 人		0 人		
医療型障害児入所支援	0 人	0 人		0 人		0 人		

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

(図表 142)

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	328,319	65 歳以上	87,760	人口密度	1,576

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数 (平成 29 年 4 月 1 日現在) (図表 143)

区 分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	10,516	3.2
療育手帳所持者数	2,251	0.7
精神障害者保健福祉手帳所持者数	2,622	0.8
自立支援医療(精神通院医療)の受給者数	5,141	1.6

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数 (平成 29 年 5 月 1 日現在)

(図表 144)

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	53	55	58	166

○卒業生 (平成 28 年度)

(図表 145)

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	1	2.4
就職者	15	35.7
その他	2	4.8
福祉施設等の利用者	24	57.1
卒業生計	42	100

ウ 尾張東部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

(図表 146)

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	12,686 時間	13,479 時間	14,415 時間	16,096 時間
	594 人	681 人	714 人	746 人

○日中活動系サービス

(図表 147)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
生活介護	13,461 人日	13,873 人日		14,339 人日		14,810 人日		
	665 人	728 人		748 人		767 人		
自立訓練(機能訓練)	4 人日	108 人日		137 人日		166 人日		
	1 人	10 人		13 人		15 人		
自立訓練(生活訓練)	255 人日	453 人日		552 人日		643 人日		
	23 人	50 人		59 人		67 人		
就労移行支援	1,978 人日	2,338 人日		2,735 人日		3,165 人日		
	115 人	191 人		216 人		242 人		
就労継続支援(A型)	5,116 人日	6,032 人日		6,825 人日		7,722 人日		
	255 人	347 人		398 人		456 人		
就労継続支援(B型)	6,167 人日	6,951 人日		7,578 人日		8,252 人日		
	349 人	440 人		483 人		530 人		
就労定着支援	— 人	39 人		49 人		57 人		
療養介護	13 人	17 人		19 人		20 人		
福祉型短期入所	577 人日	853 人日		952 人日		1,067 人日		
	120 人	172 人		176 人		184 人		
医療型短期入所	17 人日	34 人日		49 人日		61 人日		
	7 人	16 人		18 人		19 人		

○居住系サービス

(図表 148)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
自立生活援助	— 人	23 人		45 人		68 人		
共同生活援助	245 人	251 人		279 人		312 人		
施設入所支援	142 人	181 人		177 人		168 人		

○相談支援

(図表 149)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
計画相談支援	265 人	283 人		303 人		323 人		
地域移行支援	1 人	7 人		8 人		8 人		
地域定着支援	0 人	10 人		12 人		12 人		

○障害児支援

(図表 150)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
児童発達支援	3,332 人日	3,394 人日		3,770 人日		4,360 人日		
	362 人	390 人		440 人		515 人		
医療型児童発達支援	7 人日	13 人日		13 人日		14 人日		
	1 人	2 人		2 人		2 人		
放課後等デイサービス	8,016 人日	10,231 人日		12,397 人日		15,374 人日		
	687 人	1,153 人		1,397 人		1,735 人		
保育所等訪問支援	3 人日	30 人日		40 人日		51 人日		
	2 人	16 人		23 人		30 人		
居宅訪問型児童発達支援	— 人日	1 人日		5 人日		5 人日		
	— 人日	1 人		2 人		2 人		
障害児相談支援	129 人	160 人		195 人		240 人		
福祉型障害児入所支援	0 人	0 人		0 人		0 人		
医療型障害児入所支援	0 人	0 人		0 人		0 人		

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

(図表 151)

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	470,903	65 歳以上	112,178	人口密度	2,046

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数 (平成 29 年 4 月 1 日現在) (図表 152)

区 分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	12,992	2.8
療育手帳所持者数	2,636	0.6
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,297	0.7
自立支援医療(精神通院医療)の受給者数	5,506	1.2

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数 (平成 29 年 5 月 1 日現在)

(図表 153)

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	68	77	71	216

○卒業生 (平成 28 年度)

(図表 154)

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	1	33.3
就職者	0	0
その他	0	0
福祉施設等の利用者	2	66.7
卒業生計	3	100

工 尾張西部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

(図表 155)

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	17,017 時間	19,227 時間	20,589 時間	22,070 時間
	881 人	894 人	953 人	1,020 人

○日中活動系サービス

(図表 156)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
生活介護	21,105 人日	21,777 人日		22,343 人日		22,909 人日		
	1,063 人	1,078 人		1,106 人		1,134 人		
自立訓練(機能訓練)	0 人日	47 人日		47 人日		47 人日		
	0 人	3 人		3 人		3 人		
自立訓練(生活訓練)	331 人日	324 人日		337 人日		350 人日		
	25 人	24 人		25 人		26 人		
就労移行支援	1,878 人日	2,233 人日		2,405 人日		2,593 人日		
	107 人	130 人		140 人		151 人		
就労継続支援(A型)	8,257 人日	10,562 人日		12,052 人日		13,810 人日		
	418 人	525 人		599 人		687 人		
就労継続支援(B型)	9,930 人日	13,090 人日		14,911 人日		16,971 人日		
	534 人	695 人		790 人		898 人		
就労定着支援	— 人	53 人		54 人		55 人		
療養介護	43 人	55 人		62 人		71 人		
福祉型短期入所	1,012 人日	1,260 人日		1,314 人日		1,395 人日		
	173 人	192 人		204 人		216 人		
医療型短期入所	97 人日	92 人日		122 人日		129 人日		
	26 人	29 人		30 人		32 人		

○居住系サービス

(図表 157)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
自立生活援助	— 人	3 人		7 人		13 人		
共同生活援助	354 人	424 人		458 人		493 人		
施設入所支援	297 人	284 人		278 人		272 人		

○相談支援

(図表 158)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
計画相談支援	639 人	674 人		695 人		716 人		
地域移行支援	0 人	4 人		7 人		11 人		
地域定着支援	0 人	3 人		6 人		10 人		

○障害児支援

(図表 159)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
児童発達支援	3,627 人日	3,738 人日		3,972 人日		4,206 人日		
	497 人	390 人		476 人		504 人		
医療型児童発達支援	14 人日	47 人日		47 人日		47 人日		
	3 人	6 人		6 人		6 人		
放課後等デイサービス	9,637 人日	11,667 人日		12,885 人日		14,117 人日		
	1,219 人	1,643 人		1,153 人		1,264 人		
保育所等訪問支援	33 人日	32 人日		33 人日		36 人日		
	17 人	20 人		21 人		23 人		
居宅訪問型児童発達支援	— 人日	17 人日		34 人日		50 人日		
	— 人日	4 人		8 人		12 人		
障害児相談支援	192 人	236 人		254 人		275 人		
福祉型障害児入所支援	0 人	0 人		0 人		0 人		
医療型障害児入所支援	0 人	0 人		0 人		0 人		

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成 29 年 4 月 1 日現在） (図表 160)

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	517,016	65 歳以上	135,620	人口密度	2,676

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成 29 年 4 月 1 日現在） (図表 161)

区 分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	17,613	3.4
療育手帳所持者数	3,844	0.7
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,857	0.7
自立支援医療(精神通院医療)の受給者数	6,794	1.3

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在） (図表 162)

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	89	77	89	255

○卒業生（平成 28 年度） (図表 163)

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	6	4.1
就職者	44	30.1
その他	3	2.1
福祉施設等の利用者	93	63.7
卒業生計	146	100

才 尾張北部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

(図表 164)

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	17,578 時間	19,614 時間	20,533 時間	22,950 時間
	853 人	897 人	927 人	968 人

○日中活動系サービス

(図表 165)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
生活介護	25,386 人日	26,403 人日		27,377 人日		28,182 人日		
	1,262 人	1,331 人		1,379 人		1,420 人		
自立訓練(機能訓練)	62 人日	159 人日		160 人日		161 人日		
	5 人	10 人		10 人		10 人		
自立訓練(生活訓練)	256 人日	507 人日		590 人日		707 人日		
	19 人	31 人		36 人		43 人		
就労移行支援	1,901 人日	2,480 人日		2,682 人日		2,918 人日		
	120 人	145 人		157 人		169 人		
就労継続支援(A型)	13,459 人日	14,448 人日		15,676 人日		17,136 人日		
	652 人	708 人		766 人		834 人		
就労継続支援(B型)	15,205 人日	18,148 人日		19,585 人日		21,231 人日		
	840 人	967 人		1,045 人		1,135 人		
就労定着支援	— 人	15 人		19 人		23 人		
療養介護	48 人	53 人		57 人		60 人		
福祉型短期入所	1,218 人日	1,402 人日		1,503 人日		1,625 人日		
	225 人	244 人		283 人		306 人		
医療型短期入所	140 人日	150 人日		174 人日		198 人日		
	13 人	28 人		34 人		39 人		

○居住系サービス

(図表 166)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
自立生活援助	— 人	40 人		40 人		43 人		
共同生活援助	356 人	417 人		475 人		538 人		
施設入所支援	451 人	463 人		458 人		451 人		

○相談支援

(図表 167)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
計画相談支援	374 人	558 人		779 人		967 人		
地域移行支援	2 人	8 人		9 人		9 人		
地域定着支援	2 人	9 人		10 人		11 人		

○障害児支援

(図表 168)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
児童発達支援	4,648 人日	5,935 人日		6,337 人日		6,681 人日		
	664 人	711 人		758 人		803 人		
医療型児童発達支援	30 人日	74 人日		90 人日		103 人日		
	6 人	8 人		10 人		13 人		
放課後等デイサービス	14,446 人日	18,732 人日		20,621 人日		22,758 人日		
	1,132 人	1,422 人		1,585 人		1,773 人		
保育所等訪問支援	4 人日	73 人日		80 人日		91 人日		
	4 人	18 人		22 人		27 人		
居宅訪問型児童発達支援	— 人日	78 人日		110 人日		129 人日		
	— 人	15 人		19 人		22 人		
障害児相談支援	178 人	207 人		251 人		465 人		
福祉型障害児入所支援	72 人	72 人		72 人		72 人		
医療型障害児入所支援	7 人	7 人		7 人		7 人		

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成 29 年 4 月 1 日現在）

（図表 169）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	733,537	65 歳以上	186,582	人口密度	2,479

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成 29 年 4 月 1 日現在）（図表 170）

区 分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	23,267	3.2
療育手帳所持者数	5,076	0.7
精神障害者保健福祉手帳所持者数	5,386	0.7
自立支援医療(精神通院医療)の受給者数	9,608	1.3

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

（図表 171）

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	119	121	113	353

○卒業生（平成 28 年度）

（図表 172）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	0	0
就職者	76	59.8
その他	0	0
福祉施設等の利用者	51	40.2
卒業生計	127	100

カ 知多半島圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

(図表 173)

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	17,404 時間	18,770 時間	20,270 時間	22,019 時間
	936 人	1,013 人	1,044 人	1,089 人

○日中活動系サービス

(図表 174)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
生活介護	22,122 人日	22,750 人日		23,641 人日		24,356 人日		
	1,123 人	1,196 人		1,241 人		1,278 人		
自立訓練(機能訓練)	24 人日	123 人日		69 人日		69 人日		
	3 人	9 人		7 人		7 人		
自立訓練(生活訓練)	392 人日	704 人日		699 人日		709 人日		
	48 人	59 人		59 人		57 人		
就労移行支援	1,884 人日	2,951 人日		3,260 人日		3,629 人日		
	129 人	196 人		216 人		239 人		
就労継続支援(A型)	4,471 人日	4,713 人日		5,152 人日		5,648 人日		
	252 人	246 人		266 人		290 人		
就労継続支援(B型)	14,618 人日	15,561 人日		16,147 人日		16,803 人日		
	802 人	890 人		934 人		984 人		
就労定着支援	— 人	13 人		17 人		19 人		
療養介護	38 人	38 人		39 人		40 人		
福祉型短期入所	1,130 人日	1,067 人日		1,143 人日		1,223 人日		
	320 人	365 人		405 人		459 人		
医療型短期入所	61 人日	100 人日		137 人日		204 人日		
	16 人	43 人		75 人		144 人		

○居住系サービス

(図表 175)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
自立生活援助	— 人	48 人		55 人		66 人		
共同生活援助	395 人	425 人		453 人		479 人		
施設入所支援	243 人	239 人		236 人		231 人		

○相談支援

(図表 176)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
計画相談支援	749 人	1,200 人		1,243 人		1,305 人		
地域移行支援	3 人	15 人		17 人		20 人		
地域定着支援	34 人	48 人		53 人		58 人		

○障害児支援

(図表 177)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
児童発達支援	5,095 人日	5,709 人日		6,431 人日		6,683 人日		
	408 人	446 人		495 人		527 人		
医療型児童発達支援	361 人日	19 人日		19 人日		19 人日		
	41 人	2 人		2 人		2 人		
放課後等デイサービス	7,936 人日	9,580 人日		10,998 人日		12,309 人日		
	931 人	1,037 人		1,192 人		1,383 人		
保育所等訪問支援	31 人日	57 人日		66 人日		116 人日		
	28 人	38 人		42 人		56 人		
居宅訪問型児童発達支援	— 人日	28 人日		28 人日		35 人日		
	— 人日	2 人		2 人		6 人		
障害児相談支援	119 人	790 人		866 人		977 人		
福祉型障害児入所支援	38 人	38 人		38 人		38 人		
医療型障害児入所支援	0 人	0 人		0 人		0 人		

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成 29 年 4 月 1 日現在）（図表 178）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	623,902	65 歳以上	151,057	人口密度	1,855

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成 29 年 4 月 1 日現在）（図表 179）

区 分	(人)	人口比(%)	
身体障害者手帳所持者数	18,923	3.0	4.4
療育手帳所持者数	4,469	0.7	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	4,376	0.7	
自立支援医療(精神通院医療)の受給者数	7,205	1.2	

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在）（図表 180）

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	112	118	119	349

○卒業生（平成 28 年度）（図表 181）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	2	1.5
就職者	46	35.1
その他	3	2.3
福祉施設等の利用者	80	61.1
卒業生計	131	100

キ 西三河北部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

(図表 182)

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	12,546 時間	12,439 時間	13,054 時間	13,705 時間
	446 人	474 人	502 人	532 人

○日中活動系サービス

(図表 183)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
生活介護	15,188 人日 750 人	15,476 人日 791 人		15,931 人日 814 人		16,696 人日 853 人	
自立訓練(機能訓練)	12 人日 3 人	49 人日 5 人		50 人日 5 人		50 人日 5 人	
自立訓練(生活訓練)	66 人日 5 人	91 人日 7 人		91 人日 7 人		91 人日 7 人	
就労移行支援	2,306 人日 121 人	2,613 人日 138 人		2,774 人日 146 人		2,939 人日 155 人	
就労継続支援(A型)	4,197 人日 194 人	4,504 人日 217 人		4,858 人日 234 人		5,259 人日 253 人	
就労継続支援(B型)	7,960 人日 409 人	8,174 人日 424 人		8,705 人日 451 人		9,260 人日 480 人	
就労定着支援	— 人	59 人		68 人		76 人	
療養介護	27 人	29 人		29 人		29 人	
福祉型短期入所	1,062 人日 188 人	1,297 人日 209 人		1,389 人日 224 人		1,488 人日 240 人	
医療型短期入所	60 人日 14 人	69 人日 21 人		83 人日 25 人		99 人日 29 人	

○居住系サービス

(図表 184)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
自立生活援助	— 人	28 人		56 人		83 人	
共同生活援助	162 人	200 人		226 人		256 人	
施設入所支援	242 人	241 人		241 人		240 人	

○相談支援

(図表 185)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
計画相談支援	224 人	220 人		226 人		232 人	
地域移行支援	1 人	2 人		2 人		2 人	
地域定着支援	1 人	2 人		2 人		2 人	

○障害児支援

(図表 186)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
児童発達支援	1,586 人日 130 人	1,818 人日 153 人		2,067 人日 174 人		2,348 人日 197 人	
医療型児童発達支援	329 人日 36 人	409 人日 39 人		424 人日 40 人		424 人日 40 人	
放課後等デイサービス	5,946 人日 532 人	6,918 人日 641 人		8,308 人日 775 人		9,984 人日 937 人	
保育所等訪問支援	6 人日 6 人	16 人日 12 人		19 人日 14 人		22 人日 16 人	
居宅訪問型児童発達支援	— 人日 — 人	7 人日 3 人		13 人日 5 人		21 人日 8 人	
障害児相談支援	158 人	151 人		155 人		166 人	
福祉型障害児入所支援	43 人	43 人		43 人		43 人	
医療型障害児入所支援	0 人	0 人		0 人		0 人	

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成 29 年 4 月 1 日現在）（図表 187）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	486,454	65 歳以上	102,049	人口密度	512

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成 29 年 4 月 1 日現在）（図表 188）

区 分	(人)	人口比(%)	
身体障害者手帳所持者数	14,476	3.0	4.3
療育手帳所持者数	3,435	0.7	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,047	0.6	
自立支援医療(精神通院医療)の受給者数	5,808	1.2	

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在）（図表 189）

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	93	78	83	254

○卒業生（平成 28 年度）（図表 190）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	1	0.7
就職者	58	41.4
その他	0	0
福祉施設等の利用者	81	57.9
卒業生計	140	100

ク 西三河南部東圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

(図表 191)

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	8,881 時間	13,143 時間	14,557 時間	17,241 時間
	635 人	803 人	882 人	969 人

○日中活動系サービス

(図表 192)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
生活介護	11,912 人日 623 人	12,304 人日 643 人		12,507 人日 654 人		12,715 人日 665 人	
自立訓練(機能訓練)	0 人日 0 人	0 人日 0 人		0 人日 0 人		0 人日 0 人	
自立訓練(生活訓練)	355 人日 18 人	455 人日 20 人		470 人日 21 人		486 人日 22 人	
就労移行支援	2,035 人日 114 人	2,573 人日 144 人		2,576 人日 144 人		2,577 人日 144 人	
就労継続支援(A型)	5,015 人日 243 人	5,200 人日 261 人		5,608 人日 281 人		6,018 人日 302 人	
就労継続支援(B型)	11,483 人日 633 人	14,430 人日 795 人		16,163 人日 890 人		18,111 人日 996 人	
就労定着支援	— 人	35 人		35 人		35 人	
療養介護	29 人	37 人		43 人		48 人	
福祉型短期入所	716 人日 155 人	877 人日 191 人		977 人日 211 人		1,082 人日 177 人	
医療型短期入所	61 人日 14 人	177 人日 36 人		197 人日 40 人		220 人日 44 人	

○居住系サービス

(図表 193)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
自立生活援助	— 人	104 人		104 人		104 人	
共同生活援助	119 人	142 人		155 人		169 人	
施設入所支援	228 人	230 人		231 人		231 人	

○相談支援

(図表 194)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
計画相談支援	445 人	447 人		452 人		458 人	
地域移行支援	1 人	1 人		1 人		1 人	
地域定着支援	0 人	1 人		1 人		1 人	

○障害児支援

(図表 195)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
児童発達支援	2,509 人日 437 人	3,718 人日 600 人		4,373 人日 707 人		5,145 人日 834 人	
医療型児童発達支援	91 人日 11 人	94 人日 12 人		94 人日 12 人		94 人日 12 人	
放課後等デイサービス	6,749 人日 812 人	9,093 人日 1,191 人		11,058 人日 1,454 人		13,465 人日 1,778 人	
保育所等訪問支援	6 人日 6 人	7 人日 7 人		9 人日 9 人		12 人日 12 人	
居宅訪問型児童発達支援	— 人日 — 人	6 人日 1 人		6 人日 1 人		6 人日 1 人	
障害児相談支援	209 人	225 人		237 人		250 人	
福祉型障害児入所支援	14 人	14 人		14 人		14 人	
医療型障害児入所支援	24 人	24 人		24 人		24 人	

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

(図表 196)

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	424,655	65 歳以上	93,928	人口密度	957

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数 (平成 29 年 4 月 1 日現在) (図表 197)

区 分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	12,579	3.0
療育手帳所持者数	2,936	0.7
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,556	0.8
自立支援医療(精神通院医療)の受給者数	5,684	1.3

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数 (平成 29 年 5 月 1 日現在)

(図表 198)

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	85	88	62	235

○卒業生 (平成 28 年度)

(図表 199)

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	7	8.8
就職者	15	18.8
その他	2	2.5
福祉施設等の利用者	56	70.0
卒業生計	80	100

ケ 西三河南部西圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

(図表 200)

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	14,623 時間 708 人	16,052 時間 746 人	17,061 時間 770 人	18,114 時間 792 人

○日中活動系サービス

(図表 201)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
生活介護	24,657 人日 1,239 人	24,188 人日 1,271 人		24,747 人日 1,301 人		25,241 人日 1,326 人		
自立訓練(機能訓練)	27 人日 3 人	76 人日 7 人		76 人日 7 人		76 人日 7 人		
自立訓練(生活訓練)	489 人日 28 人	381 人日 24 人		392 人日 25 人		403 人日 26 人		
就労移行支援	3,027 人日 167 人	3,070 人日 176 人		3,240 人日 186 人		3,388 人日 195 人		
就労継続支援(A型)	8,440 人日 409 人	8,175 人日 416 人		8,469 人日 431 人		8,844 人日 450 人		
就労継続支援(B型)	14,640 人日 828 人	16,107 人日 918 人		17,037 人日 970 人		17,968 人日 1,020 人		
就労定着支援	— 人	24 人		31 人		39 人		
療養介護	42 人	51 人		52 人		52 人		
福祉型短期入所	1,371 人日 287 人	1,240 人日 286 人		1,291 人日 304 人		1,351 人日 317 人		
医療型短期入所	29 人日 8 人	123 人日 19 人		133 人日 21 人		142 人日 22 人		

○居住系サービス

(図表 202)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
自立生活援助	— 人	15 人		17 人		21 人		
共同生活援助	363 人	398 人		416 人		427 人		
施設入所支援	339 人	335 人		329 人		322 人		

○相談支援

(図表 203)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
計画相談支援	514 人	517 人		542 人		564 人		
地域移行支援	2 人	6 人		7 人		11 人		
地域定着支援	3 人	11 人		14 人		20 人		

○障害児支援

(図表 204)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
児童発達支援	2,610 人日 323 人	4,188 人日 352 人		4,498 人日 4,528 人		4,870 人日 406 人		
医療型児童発達支援	38 人日 5 人	112 人日 10 人		134 人日 12 人		176 人日 16 人		
放課後等デイサービス	7,439 人日 1,033 人	10,925 人日 1,270 人		11,965 人日 1,391 人		13,103 人日 1,527 人		
保育所等訪問支援	50 人日 50 人	121 人日 87 人		135 人日 97 人		148 人日 106 人		
居宅訪問型児童発達支援	— 人日 — 人	32 人日 5 人		35 人日 6 人		39 人日 8 人		
障害児相談支援	280 人	290 人		318 人		349 人		
福祉型障害児入所支援	0 人	0 人		0 人		0 人		
医療型障害児入所支援	0 人	0 人		0 人		0 人		

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成 29 年 4 月 1 日現在）（図表 205）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	695,526	65 歳以上	147,673	人口密度	1,912

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成 29 年 4 月 1 日現在）（図表 206）

区 分	(人)	人口比(%)	
身体障害者手帳所持者数	20,000	2.9	4.2
療育手帳所持者数	4,655	0.7	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	4,518	0.6	
自立支援医療(精神通院医療)の受給者数	9,342	1.3	

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在）（図表 207）

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	108	111	96	315

○卒業生（平成 28 年度）（図表 208）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	0	0
就職者	21	27.6
その他	0	0
福祉施設等の利用者	55	72.4
卒業生計	76	100

コ 東三河北部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

(図表 209)

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	1,307 時間	1,554 時間	1,571 時間	1,581 時間
	135 人	107 人	112 人	114 人

○日中活動系サービス

(図表 210)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
生活介護	3,016 人日 352 人	3,326 人日 163 人		3,435 人日 168 人		3,537 人日 173 人	
自立訓練(機能訓練)	0 人日 0 人	22 人日 1 人		22 人日 1 人		44 人日 2 人	
自立訓練(生活訓練)	26 人日 3 人	35 人日 5 人		42 人日 6 人		71 人日 8 人	
就労移行支援	290 人日 17 人	281 人日 18 人		281 人日 18 人		303 人日 19 人	
就労継続支援(A型)	622 人日 40 人	565 人日 28 人		565 人日 28 人		587 人日 29 人	
就労継続支援(B型)	1,447 人日 127 人	1,819 人日 92 人		1,919 人日 97 人		2,003 人日 101 人	
就労定着支援	— 人	1 人		1 人		1 人	
療養介護	20 人	9 人		9 人		10 人	
福祉型短期入所	255 人日 31 人	226 人日 30 人		226 人日 30 人		226 人日 30 人	
医療型短期入所	0 人日 0 人	22 人日 5 人		26 人日 6 人		41 人日 8 人	

○居住系サービス

(図表 211)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
自立生活援助	— 人	0 人		0 人		1 人	
共同生活援助	116 人	65 人		69 人		69 人	
施設入所支援	257 人	80 人		80 人		78 人	

○相談支援

(図表 212)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
計画相談支援	223 人	119 人		124 人		129 人	
地域移行支援	0 人	2 人		2 人		3 人	
地域定着支援	0 人	3 人		5 人		5 人	

○障害児支援

(図表 213)

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数
児童発達支援	177 人日 11 人	280 人日 14 人		300 人日 15 人		305 人日 16 人	
医療型児童発達支援	0 人日 0 人	5 人日 1 人		5 人日 1 人		10 人日 2 人	
放課後等デイサービス	353 人日 28 人	410 人日 41 人		460 人日 46 人		515 人日 52 人	
保育所等訪問支援	0 人日 0 人	5 人日 1 人		5 人日 1 人		10 人日 2 人	
居宅訪問型児童発達支援	— 人日 — 人	5 人日 1 人		5 人日 1 人		10 人日 2 人	
障害児相談支援	12 人	11 人		12 人		14 人	
福祉型障害児入所支援	0 人	0 人		0 人		0 人	
医療型障害児入所支援	0 人	0 人		0 人		0 人	

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

(図表 214)

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	55,352	65 歳以上	20,260	人口密度	53

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数 (平成 29 年 4 月 1 日現在) (図表 215)

区 分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	2,493	4.5
療育手帳所持者数	482	0.9
精神障害者保健福祉手帳所持者数	405	0.7
自立支援医療(精神通院医療)の受給者数	704	1.3

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数 (平成 29 年 5 月 1 日現在)

(図表 216)

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	16	15	7	38

○卒業生 (平成 28 年度)

(図表 217)

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	0	0
就職者	0	0
その他	0	0
福祉施設等の利用者	0	0
卒業生計	0	0

サ 東三河南部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

(図表 218)

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	21,993 時間 987 人	24,343 時間 1,131 人	25,494 時間 1,203 人	27,129 時間 1,282 人

○日中活動系サービス

(図表 219)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
生活介護	33,512 人日 1,645 人	35,608 人日 1,739 人		36,887 人日 1,785 人		38,206 人日 1,831 人		
自立訓練(機能訓練)	17 人日 1 人	106 人日 5 人		106 人日 5 人		129 人日 6 人		
自立訓練(生活訓練)	349 人日 15 人	788 人日 29 人		834 人日 31 人		834 人日 31 人		
就労移行支援	3,359 人日 182 人	4,076 人日 221 人		4,463 人日 239 人		4,879 人日 259 人		
就労継続支援(A型)	5,872 人日 282 人	5,790 人日 281 人		5,890 人日 286 人		5,990 人日 291 人		
就労継続支援(B型)	17,576 人日 985 人	20,750 人日 1,189 人		22,690 人日 1,294 人		24,703 人日 1,407 人		
就労定着支援	— 人	17 人		20 人		23 人		
療養介護	43 人	43 人		43 人		44 人		
福祉型短期入所	1,542 人日 254 人	1,572 人日 251 人		1,586 人日 257 人		1,601 人日 262 人		
医療型短期入所	46 人日 4 人	150 人日 32 人		160 人日 33 人		165 人日 34 人		

○居住系サービス

(図表 220)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
自立生活援助	— 人	7 人		12 人		18 人		
共同生活援助	443 人	508 人		547 人		588 人		
施設入所支援	579 人	580 人		577 人		573 人		

○相談支援

(図表 221)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
計画相談支援	1,138 人	1,689 人		1,797 人		1,912 人		
地域移行支援	6 人	17 人		22 人		29 人		
地域定着支援	4 人	7 人		9 人		12 人		

○障害児支援

(図表 222)

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	利用見込	事業所見込数	
児童発達支援	4,356 人日 406 人	4,867 人日 448 人		5,079 人日 466 人		5,295 人日 485 人		
医療型児童発達支援	43 人日 4 人	87 人日 8 人		87 人日 8 人		87 人日 9 人		
放課後等デイサービス	11,259 人日 827 人	13,981 人日 1,183 人		16,163 人日 1,366 人		18,739 人日 1,582 人		
保育所等訪問支援	20 人日 19 人	124 人日 62 人		140 人日 72 人		156 人日 83 人		
居宅訪問型児童発達支援	— 人日 — 人	15 人日 3 人		20 人日 4 人		27 人日 6 人		
障害児相談支援	272 人	571 人		629 人		672 人		
福祉型障害児入所支援	91 人	91 人		91 人		91 人		
医療型障害児入所支援	0 人	0 人		0 人		0 人		

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成 29 年 4 月 1 日現在） (図表 223)

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	697,942	65 歳以上	178,499	人口密度	1,040

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成 29 年 4 月 1 日現在） (図表 224)

区 分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	22,412	3.2
療育手帳所持者数	5,293	0.8
精神障害者保健福祉手帳所持者数	5,227	0.7
自立支援医療(精神通院医療)の受給者数	9,882	1.4

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在） (図表 225)

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	127	147	155	429

○卒業生（平成 28 年度） (図表 226)

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	7	5.1
就職者	40	29.4
その他	2	1.5
福祉施設等の利用者	87	64.0
卒業生計	136	100

利用者が安心して適切にサービスを選択・利用できるようにするため、利用者支援の仕組みづくりや質の高いサービスの提供が求められています。

県は、人材の養成、サービスの評価など、適切なサービスの選択・利用を支援する仕組みを身近な地域に整備していきます。

1 サービス提供に係る人材の育成

○ 福祉の場で働く人材の確保

福祉人材の確保を図るため、愛知県社会福祉協議会に設置した福祉人材センターにおいて、福祉人材無料職業紹介事業の実施や、福祉の就職総合フェアの開催、福祉の仕事を希望する人への講習会などを引き続き実施します。

これに加え、障害のある人や高齢者など、社会的に配慮を要する人への思いやりの心を育て、あるいは福祉の場で介護に携わる人の仕事ぶりや魅力の発信に努めるとともに、小中学校及び高等学校等における障害及び障害のある人への理解の促進を図ることで、福祉の場で働く意欲のある人材の確保に努めていきます。

○ 相談支援専門員研修の実施

相談支援専門員はサービス利用計画の作成やモニタリング、地域移行・地域定着に向けた相談支援等を行うなど、重要な役割を担っていますので、養成研修により資質の向上及び量的確保を図っていきます。

○ サービス管理責任者等研修の実施

障害者総合支援法、児童福祉法に基づく事業の実施に当たっては、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の配置が必要ですが、その資格取得のための研修受講のニーズに十分対応できていません。サービス管理責任者等はサービスの質の確保のため、利用者ごとの個別支援計画の策定や共通のアセスメント項目により利用者へのサービス内容の継続的な評価を行うことや、それらケアマネジメントプロセス全般に権利擁護及び虐待防止を図っていくなど重要な役割を果たしていますので、引き続き質の向上を図るとともに、研修定員の確保に努めていきます。

○ 福祉施設・事業所職員研修の実施

名古屋市及び中核市を除く福祉施設・事業所職員に対しては、愛知県社会福祉協議会に委託して、研修を継続的に行っています。また、23年度から開始した現任のサービス管理責任者向けの研修も引き続き実施していきます。今後も、福祉を取り

巻く制度改正やますます増加・多様化するニーズに的確に対応するための研修を実施し、質の高い福祉サービスを提供できる人材の養成を図っていきます。

○ 訪問系サービス従業者養成研修の実施

居宅介護従業者、同行援護従業者、重度訪問介護従業者、行動援護従業者等の各訪問系サービスの従業者養成研修については、それぞれの研修事業者を指定し、人材の養成を図っていきます。

○ 喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成

喀痰吸引等の業務を行う事業者や介護職員等に対し研修を行う機関の登録を行うことにより、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成を図っていきます。

○ 強度行動障害のある人への支援を行う人材の育成

自傷や他害行為に代表される著しい行動障害がある人に対して適切な支援が行えるよう、研修事業者を指定するなどして強度行動障害支援者養成研修を実施し、人材の養成を図っていきます。

○ 医療的ケア児等を支援するコーディネーターの育成

医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携を行うため、市町村に配置するコーディネーターについて、養成研修を実施し、人材の育成を図っていきます。

2 サービス提供事業者に対する第三者評価等

事業者の提供するサービスの質を公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するのが、福祉サービス第三者評価です。

第三者評価は、事業者が必ず受審しなければならないものではありませんが、受審することによって、事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上につなげることができ、また、評価を受けた結果が公表されることにより、利用者にとっても、適切なサービスの選択が可能となります。

県は、平成 16 年 9 月に愛知県社会福祉協議会内に推進組織（愛知県福祉サービス第三者評価推進センター）を置き、障害福祉施設等の評価基準の作成や福祉サービス第三者評価機関の認証、評価調査者養成研修の実施など、事業の充実強化に取り組んでいます。

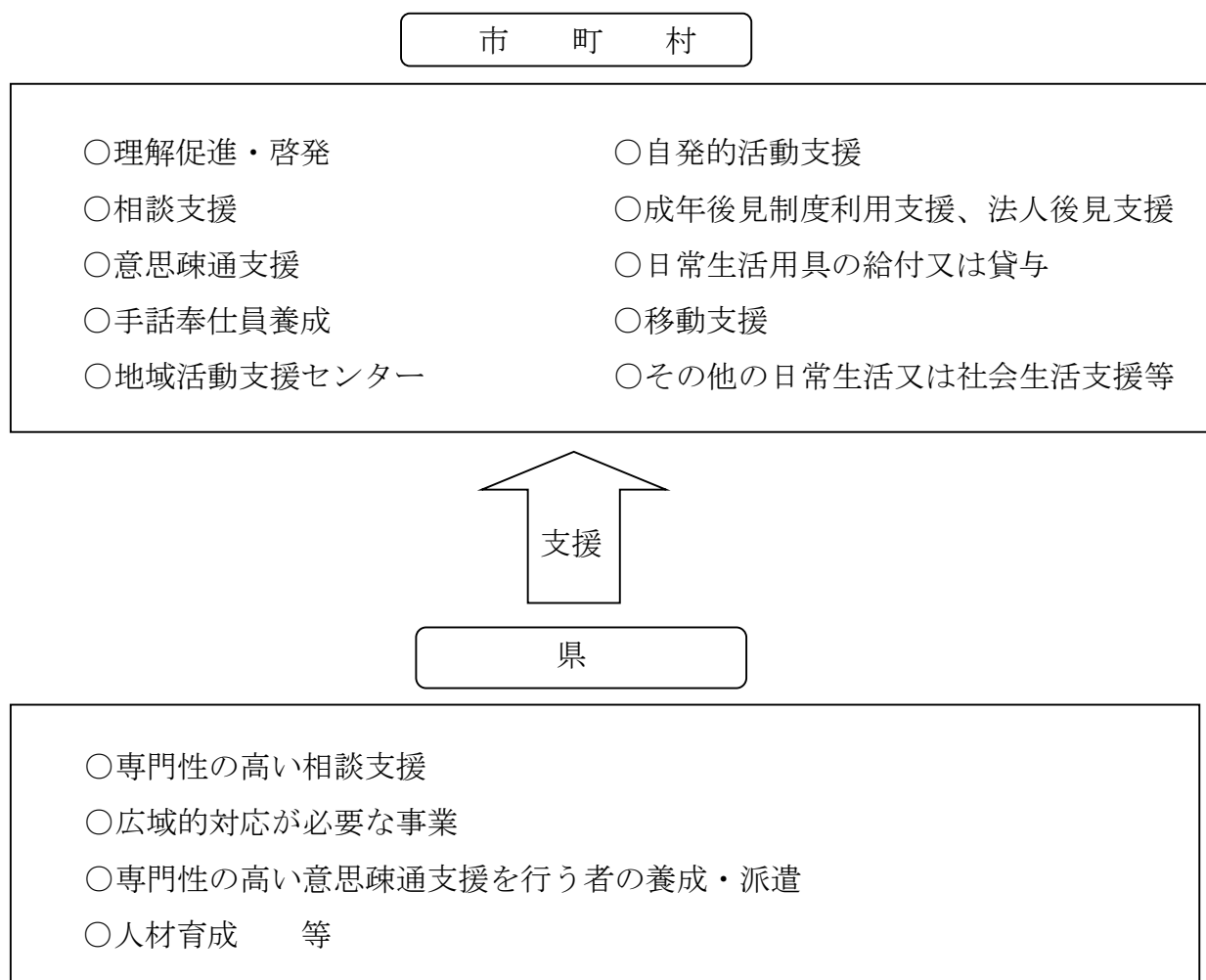
今後も、福祉サービスを受ける人の立場に立った良質かつ適切な福祉サービスが提供されるよう、ホームページを活用して福祉サービス第三者評価制度の周知を行うとともに、指定事業者集団指導の場等で、制度の積極的な受審を促していきます。

これに加えて、平成 28 年 6 月の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、障害福祉サービス等情報公表制度が創設されたことを踏まえ、当該制度の活用により、障害福祉サービス等又は障害児通所支援等を利用する障害のある人が個々のニーズに応じて、良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要です。このため、県では、事業者に対して制度の周知を図るとともに、より多くの利用者やその家族が当該制度を活用できるよう、普及及び啓発に取り組んでいきます。

相談支援、意思疎通支援、移動支援などの地域生活支援事業は、障害のある人が安心して自立した地域生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が主体となって実施するものであり、広くその利用について周知をしていく必要があります。

都道府県の行う地域生活支援事業としては、特に専門性の高い相談支援事業、広域的な対応が必要な事業や指導者育成事業などを実施することとされていることから、県は、専門性・広域性の視点から、地域生活支援事業を展開していきます。

(図表 227)



1 専門性の高い相談支援事業

(1) 発達障害者支援センター運営事業

発達障害のある人に対する支援を総合的に行う拠点として、あいち発達障害者支援センターを設置し、相談支援（発達支援、生活支援、就労支援を含む）、人材育成、情報発信、普及啓発などを実施しています。

引き続き、あいち発達障害者支援センターでは、発達障害のある人とその家族等に対する相談支援などの直接的支援はもとより、各ライフステージにおける支援者の育成を行うとともに、生涯を通じて切れ目のない支援がなされるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等各分野の関係機関との連携強化に努めるとともに、市町村の支援体制を支援し、障害児等療育支援事業とも連携を図りながら、重層的な支援体制整備を進めていきます。

また、市町村が配置した発達障害支援指導者とともに、「愛知県発達障害者支援試行事業」で開発した「地域支援プログラム」及び「家族支援プログラム」を活用しながら、市町村の支援体制の強化に努めていきます。

なお、事業の推進に当たっては、名古屋市発達障害者支援センターと連携を図り、実施していきます。

(図表 228)

事業名等	30年度見込		31年度見込		32年度見込	
	実施 か所数	実利用 見込者数	実施 か所数	実利用 見込者数	実施 か所数	実利用 見込者数
発達障害者支援 センター運営事業	1か所	1,400人	1か所	1,400人	1か所	1,400人

(2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

平成18年10月から、名古屋市総合リハビリテーションセンターを県内の支援拠点機関として指定し、高次脳機能障害及びその関連障害のある人に対する専門性の高い相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を実施しています。特に、地域支援ネットワークにおいては、相談支援事業者との連携を強化し、地域で高次脳機能障害のある人を支える仕組み作りに取り組んでいきます。引き続き、名古屋市総合リハビリテーションセンターを拠点に、高次脳機能障害及びその関連障害のある人の支援を進めていきます。

(図表 229)

事業名等	30年度見込		31年度見込		32年度見込	
	実施 か所数	実利用 見込者数	実施 か所数	実利用 見込者数	実施 か所数	実利用 見込者数
高次脳機能障害及び 関連機能障害支援普及 事業	1か所	610人	1か所	620人	1か所	630人

注：実利用見込者数は、名古屋市総合リハビリテーションセンターにおける相談支援実人員を計上

(3) 障害児等療育支援事業

障害のある子どもへの相談支援は、児童相談センターで実施するとともに、在宅での療育に関する相談、指導について、県内 15 か所の支援・拠点施設において、障害児等療育支援事業を実施しており、引き続き、発達障害者支援センター運営事業や相談支援事業所等とも連携を図りながら、地域で安心して生活できるよう市町村における総合的な支援体制整備を進めていきます。

また、在宅の障害児等の地域生活を支えるため、身近な地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等への療育上の指導や助言を充実していきます。

(図表 230)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
障害児等療育支援事業 (実施見込か所数)	15 か所	15 か所	15 か所

(4) 障害者就業・生活支援センター運営事業

知事が指定する社会福祉法人等が運営主体となって、就労支援と生活支援を専門に担当する職員を 12 か所の障害者就業・生活支援センターに配置し、職場定着が困難な障害のある人等に対し、就業や日常生活上の相談支援を実施し、障害のある人に対する、地域における就業面及び生活面での一体的な支援を推進していきます。

なお、人口規模（障害者数）の大きな圏域については、その人口の動向を踏まえつつ、体制の強化について検討していきます。

- ◆設置状況（平成 29 年 4 月 1 日現在） *括弧内は、活動地域
- ① 豊橋障害者就業・生活支援センター（東三河南部及び北部圏域）
 - ② 知多地域障害者就業・生活支援センター「ワーク」（知多半島圏域）
 - ③ なごや障害者就業・生活支援センター（名古屋・尾張中部圏域）
 - ④ 西三河障害者就業・生活支援センター「輪輪」（西三河南部東圏域）
 - ⑤ 尾張西部障害者就業・生活支援センター「すろーぷ」（尾張西部圏域）
 - ⑥ 尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」（尾張北部及び中部圏域）
 - ⑦ 尾張東部障害者就業・生活支援センター「アクト」（尾張東部圏域）
 - ⑧ 西三河北部障がい者就業・生活支援センター（西三河北部圏域）
 - ⑨ 海部障害者就業・生活支援センター（海部圏域）
 - ⑩ 東三河北部障がい者就業・生活支援センター「ウィル」（東三河北部圏域）
 - ⑪ 尾張中部障害者就業・生活支援センター（名古屋・尾張中部圏域）
 - ⑫ 西三河南部西障がい者就業・生活支援センター（西三河南部西圏域）

(図表 231)

事業名等	30年度		31年度		32年度	
	実施か所数	実利用見込者数	実施か所数	実利用見込者数	実施か所数	実利用見込者数
障害者就業・生活支援センター運営事業	12 か所	7,600 人	12 か所	8,300 人	12 か所	9,000 人

注：実利用見込者数は、登録者数について計上

2 広域的な支援事業

(1) 相談支援体制整備事業

相談支援に関し圏域（名古屋市を除く 11 圏域）を担当するアドバイザー及び専門アドバイザーを設置し、市町村や地域の相談支援事業者からの要請に基づき、地域でのネットワーク構築に向けた指導・調整や地域単独では対応困難な事例や専門分野に係る助言、基幹相談支援センターの設置に向けた助言、相談支援事業者のスキルアップに向けた指導など広域的な支援を行うことにより、引き続き相談支援体制の充実を進めていきます。

(図表 232)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
相談支援体制整備事業 (実アドバイザー見込者数)	11人	11人	11人

(2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

ア 精神障害者地域精神保健福祉推進協議会

精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、地域の行政機関、福祉サービス事業者、精神障害者家族会等で構成される地域精神保健福祉推進協議会を開催し、精神障害のある人の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

(図表 234)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
精神障害者地域精神保健福祉推進協議会（開催見込数）	保健所で年1回	保健所で年1回	保健所で年1回

イ ピアサポートの活用

社会の偏見が依然少なくない精神障害のある人にとっては、同じ悩み・苦しみを経験したピア（仲間）の存在と助言は大きな意味を持っています。

当事者が経験に基づく支援を充実する観点や、精神障害のある人が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、ピアサポーターを育成するとともに、ピアサポートの積極的な活用に努めます。

また、障害のある人を身近で支える家族ならではの経験を活かして、精神障害のある人やその家族の相談に対応する家族ピアサポート相談を実施していきます。

(図表 235)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
ピアサポート従事者見込数 (ピアサポーター養成研修受講者見込数【当事者】)	30人	30人	30人
家族ピアサポート相談見込件数	230件	240件	250件

ウ アウトリーチ訪問支援事業

アウトリーチやACT（アクト）に関する理解を深めるため、医療福祉関係者及び一般市民へのアウトリーチの普及啓発に努めるとともに、精神科医療の必要な未受診者や、治療中断者、ひきこもり状態にある精神障害者に対してACT等を含め多職種による包括的な支援体制の確立を図ります。

(図表 236)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
アウトリーチチーム設置見込数（ACT含む）	2チーム	2チーム	2チーム

注：各年度末時点の数

エ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業

災害、事故等においては、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を始めとする様々な心理的な反応が生じることから、専門的なケアが必要です。

災害時等の緊急時において、専門的な心のケアに関する対応や被災によって失われた精神科病院機能への支援が円滑に行われるよう、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を整備していきます。

(図表 237)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
災害派遣精神医療チーム体制整備事業 (運営委員会開催見込数)	1回	1回	1回

(3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

本県では、発達障害がある人へのライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備を図るため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援体制整備推進協議会」（発達障害者支援法第 19 条の 2 第 1 項に規定する発達障害者支援地域協議会）を平成 17 年 7 月に設置し、支援体制の充実に向けて協議を行っており、引き続きしっかり取り組んでいきます。

＜再掲 103 ページ参照＞

(図表 238)

事業名等	30 年度見込	31 年度見込	32 年度見込
発達障害者支援地域協議会による体制整備事業（開催見込数）	3 回	3 回	3 回

3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣

(1) 手話通訳者養成研修事業

聴覚障害のある人の自立と社会参加を図るために、身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解し、手話通訳に必要な技術を習得した手話通訳者を養成する研修を実施していきます。

(図表 239)

事業名等	30 年度見込	31 年度見込	32 年度見込
手話通訳者養成研修事業 (実養成講習修了見込者数(登録見込者数))	226 人	226 人	306 人

(2) 手話通訳者派遣事業

聴覚障害のある人の自立と社会参加を図るために、市町村域を超える広域的な派遣や複数の市町村住民が参加する会議や講演等に手話通訳者を派遣していきます。

(図表 240)

事業名等	30 年度見込	31 年度見込	32 年度見込
手話通訳者派遣事業（実利用見込件数）	117 件	157 件	197 件

(3) 要約筆記者養成研修事業

中途失聴者、難聴者の自立と社会参加を図るために、要約筆記者を養成する研修を実施していきます。

(図表 241)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
要約筆記者養成研修事業 (実養成講習修了見込者数(登録見込者数))	110人	150人	190人

(4) 要約筆記者派遣事業

中途失聴者、難聴者の自立と社会参加を図るために、市町村域を超える広域的な派遣や複数の市町村住民が参加する会議や講演等に要約筆記者を派遣していきます。

(図表 242)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
要約筆記者派遣事業(実利用見込件数)	85件	95件	105件

(5) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るために、盲ろう者通訳・介助員を養成する研修を実施していきます。

(図表 243)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 (実養成講習修了見込者数(登録見込者数))	156人	196人	236人

(6) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るために、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を実施していきます。

(図表 244)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (実利用見込件数)	1,450件	1,600件	1,750件

(7) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者及び要約筆記者の市町村域を越えた派遣が市町村において適切に実施されるよう、市町村相互間の連絡調整を行います。

4 人材育成等その他の事業

(1) 障害支援区分認定調査員等研修事業

障害者給付に係る認定調査等に従事する人を対象に、必要な知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るため、障害支援区分認定調査員研修、市町村審査会委員研修を実施していきます。

(2) 相談支援従事者等研修事業

精神障害の理解促進や平成27年度から障害福祉サービスを申請する全ての人にサービス等利用計画の作成が必要となったことに伴い、これから相談支援事業等に従事する人を対象に、相談支援従事者初任者研修を実施し、必要な知識・技能を習得させ、相談支援専門員の量的確保を図ります。

また、相談支援専門員を対象に、資質の向上を図るため相談支援従事者現任研修を実施するとともに、より一層の専門性を図るための専門コース別研修を実施していきます。

【初任者研修目標修了者数 年 400 名、現任研修目標修了者数 年 200 名】

(3) サービス管理責任者等研修事業

事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画作成、サービス内容の評価等を行うため配置されるサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の養成研修を実施していきます。

【目標養成者数 サービス管理責任者 年 450 名／児童発達支援管理責任者 年 250 名】

(4) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

身体障害者相談員及び知的障害者相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図るために、相談員を対象に研修を実施していきます。

【身体、知的 年1回開催】

(5) 視聴覚障害者情報提供施設運営事業

昭和43年10月から明生会館を設置、平成27年4月からはあいち聴覚障害者センターを設置し、視覚障害や聴覚障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示や他人との意思疎通ができるように、個々の障害に対応した支援の充実を図ることで、情報のバリアフリー化を進めていきます。

(6) 盲人ホーム事業

自営又は雇用されることが困難な、あんま師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障害のある人に対し、活動施設の提供と必要な技術の指導を、県盲人福祉連合会に委託し、実施してまいります。【実施場所：明生会館盲人ホーム 定員 20 名】

(7) 障害者社会参加促進事業

障害のある人の社会参加と自立を促進するために、次の社会参加促進事業を実施してまいります。

ア 情報支援等事業

(点字即時情報ネットワーク事業、字幕入り映像ライブラリー事業 等)

障害のために日常生活上必要な情報の入手等が困難な人に対し、必要な支援を行い、日常生活上の便宜を図ってまいります。

イ 障害者 I T 総合推進事業

障害のある人の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、障害者 I T サポートセンターを拠点として、各 I T 関連事業を総合的かつ一体的に実施し、I T を活用して障害のある人の社会参加を一層促進してまいります。

ウ 生活訓練事業 (音声機能障害者発声訓練事業、オストメイト社会適応訓練事業等)

障害のある人の生活の質的向上を図るために日常生活上必要な訓練・指導等を行います。

エ 身体障害者補助犬育成事業

障害のある人の社会活動及び自立更生に役立つ補助犬の無償貸与を図るために、補助犬の育成費を助成してまいります。

オ 社会参加促進事業

障害のある人の社会参加を一層促進するため、社会復帰促進事業 (社会復帰促進講習会等)、広報普及啓発事業、手話奉仕員指導者養成研修事業、点訳・音訳奉仕員養成研修事業等を実施してまいります。

カ 障害者芸術活動参加促進事業

障害のある人の芸術活動への参加を通じて、障害のある人の社会参加の促進を図るとともに、県民の理解と認識を深めるため、作品展や舞台・ステージ発表等の障害者アーツ展を開催するとともに、芸術大学の教員等が県内の障害者支援施設等を訪問し、創作活動等を行う出前講座を開催してまいります。

キ スポーツ振興事業

身体、知的、精神障害者のスポーツ大会開催事業、全国障害者スポーツ大会への選手派遣事業等を実施していきます。

また、スポーツを楽しむ障害のある人を増やしていくとともに、既に障害者スポーツに取り組んでいる障害のある人のレベルアップを図るため、パラリンピック競技種目を中心に愛知県にゆかりのあるトップレベルの指導者・選手等による講演会及び実技指導を引き続き実施していきます。

こうした地域生活支援事業のほか、本県ゆかりの障害のある人が参加する全国規模のスポーツ大会や世界規模のスポーツ大会の周知に努めます。

さらには、世界規模のスポーツ大会の入賞者等に対して、愛知県障害者スポーツ顕彰を授与していきます。

【主な全国規模のスポーツ大会について】（図表 245）

◆全国障害者スポーツ大会

平成 13 年度から、それまで別々に開催されていた身体障害のある人と知的障害のある人の全国スポーツ大会が統合され、「全国障害者スポーツ大会」として開催されています。

また、平成 20 年度から、精神障害のある人のバレーボール競技が正式種目に加わり、全国の身体、知的、精神に障害のある人が一堂に会して開催される大会となっています。

本大会は、障害のある選手が、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、国民体育大会の直後に、当該開催都道府県で行われています。

なお、平成 28 年度の第 16 回大会は岩手県で開催され、次回の第 17 回大会は愛媛県で開催される予定です。



◆全国ろうあ者体育大会

本大会は、聴覚に障害のある人が、スポーツを通じて技を競い、健康な心と体を養い、自立と社会参加を促進することを目的として、昭和 42 年度から開催されており、夏季大会と冬季大会があります。

平成 28 年度の第 50 回夏季大会は、山形県や福島県など、東北分散で開催され、次回の第 51 回夏季大会は、静岡県で開催される予定です。

◆ジャパンパラ競技大会

競技力の向上と国際大会へ派遣する選手の選考を目的とした本大会は、平成 3 年度から陸上競技と水泳、5 年度からスキー、26 年度からウィルチェアーラグビー、ゴールボールの大会が各々開催されています。

陸上競技、水泳及びスキーの大会には、身体障害のある人と知的障害のある人、また、ウィルチェアーラグビー、ゴールボールの大会には、身体障害のある人が参加しています。

資料：内閣府「平成 28 年版障害者白書」をもとに愛知県健康福祉部作成

【主な国際規模のスポーツ大会について】(図表 246)

◆パラリンピック

オリンピックの直後に当該開催地で行われる、障害者スポーツの最高峰の大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。

次回、夏季大会は2020年に東京での開催が決定されています。東京パラリンピックでは、陸上や車いすテニス、ボッチャなどの競技に加え、バドミントンとテコンドーが追加され、全22競技527種目が行われます。

◆デフリンピック

4年に一度行われる、聴覚に障害のある人の国際スポーツ大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。

設立当初は、「国際ろう者競技大会」という名称でしたが、国際オリンピック委員会の承認を得て、2001年より現名称となりました。これは、「ろう者(Deaf)+オリンピック(Olympics)」の造語で「ろう者のオリンピック」という意味を持つものとされています。

◆スペシャルオリンピックス世界大会

4年に一度行われる、知的発達障害のある人のスポーツの世界大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。

本大会は、順位は決定されるものの最後まで競技をやり遂げた選手全員が表彰されるといった特徴があります。

◆アジアパラ競技大会(旧フェスティック大会)

アジアパラリンピック委員会が主催するアジア(中東地域を含む。)地域最大の障害のある人の総合スポーツ大会です。

夏季大会と冬季大会が開催されていますが、2026年の第20回夏季大会は、名古屋市共催のもと、愛知県での開催が決定しています。

なお、日本での夏季大会の開催は、1994年の広島県で開催されました第12回大会以来となります。

資料：内閣府「平成28年版障害者白書」をもとに愛知県健康福祉部作成

障害のある人が安心して適切にサービスを選択・利用できるようにするためには、サービスの提供体制の整備や人材の養成、質の高いサービスの提供等に加え、サービスを利用しやすい環境の整備が必要になります。

本県では、障害のある人の権利擁護や差別の解消の推進、障害のある人の意思決定支援の促進等を通じて、こうした環境の整備を進めていきます。

1 障害のある人の権利擁護

平成24年10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）が施行されました。

障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置くなどの必要な体制を整備するとともに、従業者に対して、研修を実施するなどの措置が求められています。

また、県は愛知県障害者権利擁護センターを、市町村は市町村障害者虐待防止センターを中心として、関係団体とのネットワークを構築し、虐待の未然防止や発生時の迅速な対応、再発の防止に努める体制を整備するとともに、市町村は虐待に関する通報があった場合に、速やかに障害のある人の安全の確認や事実確認ができる体制を整備することが必要です。

さらに、判断能力が不十分な障害のある人を保護し、支援する成年後見制度の活用も求められているところです。

本県では、障害のある人への虐待の防止のみならず、人権侵害や様々な不利益や不都合な環境をなくすとともに、障害のある人の諸権利の擁護について、次のような取組を積極的に進めていきます。

○ 障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

相談支援事業所職員、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所等の管理者及び従業者等を対象とした障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、障害者虐待防止、権利擁護等の専門的知識を有する人材の確保と資質の向上を図っていきます。

○ サービス事業者に対する指導・監督

障害者総合支援法及び児童福祉法では、障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者並びに障害者支援施設及び障害児入所施設の設置者、（特定・障害児・一般）相談支援事業者は、障害のある人の人格を尊重するとともに、虐待の防止のための措置を講じなければならないと規定されています。

本県では、サービス事業者等に対し、虐待の防止の取組、身体拘束の禁止など法令等で定められた事業運営の基準を遵守させるとともに、良質な事業者を育成し適正な障害福祉サービス等の提供が図られるよう、継続かつ定期的に指導・監督を行っていきます。

また、事業者において虐待が行われた場合には、障害者虐待防止法に基づき、関係法律に基づく適切な権限の行使を行い、速やかに適切な措置を講じます。

○ 市町村に対する助言・指導

障害者総合支援法は、市町村の責務として、障害のある人に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うこと、その他障害のある人の権利の擁護のために必要な援助を行うことを規定しています。

また、障害者虐待防止法では、特に家庭内における虐待の防止について、市町村が大きな役割を担うこととされています。

本県では、市町村が行う相談支援事業が、協議会を活用すること等により、適切に実施され、障害のある人の権利が擁護され、虐待の未然防止につながるよう、必要な助言・指導を行っていきます。

○ 適切な苦情解決

各事業所は苦情の迅速かつ自主的な解決を目指すため、苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員を配置することとなっています。

また、愛知県社会福祉協議会には、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査、あっせん、県知事への通知を行うことを役割とする運営適正化委員会が設置されています。

適切な苦情解決は、福祉サービスに対する満足度の向上や虐待防止に資することから、**本県**では今後も、サービス提供事業者等に対する継続かつ定期的な指導・監督を行うとともに、運営適正化委員会についてリーフレットを作成し周知を行うなど、その実効性の強化を図っていきます。

○ 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用等権利擁護の推進

平成 11 年 10 月から、愛知県社会福祉協議会において、知的障害や精神障害などで判断能力に支援を要する人の権利擁護に資することを目的として、利用者との契約に基づき、福祉サービスや苦情解決制度の利用の援助、日常的金銭管理などを行う日常生活自立支援事業が実施されています。

また、平成 12 年には、知的障害や精神障害などで判断能力が不十分な人を保護し、支援する成年後見制度が創設されました。

平成 22 年の障害者自立支援法の改正では、この成年後見制度の利用支援事業が、市町村の実施する地域生活支援事業の必須事業へ格上げされました。

さらに、平成 29 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）が施行され、平成 29 年 3 月には促進法に基づき、成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。

基本計画では、成年後見制度等の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等が示されました。

本県では、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、家庭裁判所及び法律専門職団体とも連携し、相談支援従事者、市町村職員、福祉サービス従事者等を対象に研修会を開催し、成年後見制度の普及啓発や成年後見センターの未設置地域での設立、成年後見センターと市町村等との連携強化を支援し、障害のある人の権利擁護を図っていきます。

2 意思決定支援の促進

障害者総合支援法では、第 1 条の 2「基本理念」において、障害のある人本人が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を記載し、同法において、相談支援事業者及び障害福祉サービス事業者等（以下「事業者等」という。）に対し、障害のある人の意思決定の支援に配慮するよう努める旨を規定するなど、意思決定支援を重要な取組として位置付けています。

ノーマライゼーション理念の浸透や障害のある人の権利擁護が求められる中で、障害のある人の自己決定の尊重に基づいて支援することが重要となりますが、自己決定が困難な障害のある人に対する支援の枠組みや方法等について必ずしも標準的なプロセスが示されていなかったことを踏まえ、国は、サービス事業者等が障害のある人の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資するための「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を平成 29 年 3 月に策定しました。

本県では、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修、事業者への集団指導等の機会を通じて、事業者等や成年後見の担い手を含めた関係者に対して、当該ガイドラインの普及を図り、県内の事業者等における意思決定支援の質の向上に取り組んでいきます。

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 今般、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とするもの。

定義

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意志決定できるように支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

○ 意思決定支援の流れ

意思決定が必要な場面 ・サービスの選択 ・居住の場の選択 等

本人が自分で決定できるよう支援

- ・自己決定に必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが必要
(例えば選択肢を絞ったり、絵カードや具体物を手がかりに選べるようにするなどの障害特性に応じた情報提供)。

自己決定が困難な場合

意思決定支援責任者の選任とアセスメント

相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
- アセスメント
 - ・本人の意思確認 ・日常生活の様子を観察 ・関係者からの情報収集 ・本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握 ・本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント ・体験を通じた選択の検討 等

意思決定支援会議の開催

サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可

本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画
(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定に関する記録の
フィードバック

資料：愛知県健康福祉部（国作成資料をもとに加工して作成）

3 芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障害のある人の芸術活動は、本人の社会参加や自己実現となるだけでなく、作品の創作や鑑賞を通して、障害の有無を越えた交流の機会となり、障害に対する理解を促進することにつながります。

本県では、平成26年度より、県内の障害のある人の公募作品展である「あいちアール・ブリュット展」を開催するとともに、芸術大学の教員等が障害者支援施設等を訪問し、利用者とともに創作活動を行う出前講座を開催するなど、障害のある人の芸術活動の推進を図っています。

平成28年12月には、第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会を開催し、作品展、舞台・ステージ発表、交流イベントなどを通して、障害のある人の芸術活動について、全国に向けて発信しました。来場者59,062人、公募作品803点、舞台・ステージ発表60団体と過去最大規模となり、大きな盛り上がりを見せた大会となりました。

さらに、この大会を機として、企業との連携や雇用分野にも取組が広がっており、県内において、障害のある人の作品がボックスティッシュやカレンダーといった企業ノベルティグッズのデザインに取り入れられたり、「あいちアール・ブリュット展」をきっかけとして企業の広報部門への就職に繋がった事例等も増えています。

平成29年度からは、全国大会の成果を継承し、これまでの「あいちアール・ブリュット展」を拡大展開し、「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」として実施しています。

障害のある人の芸術活動は、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、機運が高まりつつあります。引き続き、福祉施設や関係団体はもとより、企業や大学等とも連携しながら、作品展示や舞台発表、出前講座の開催など、障害のある人の芸術活動を推進していきます。

あいちアール・ブリュット ～ゲイジュツのチカラ～（図表 248）

* あいちアール・ブリュット障害者アーツ展 *

「あいちアール・ブリュット」は、障害のある方の芸術・文化活動を通じて、障害のある方の社会参加と障害への理解が深まり、障害の有無を越えた交流が広がることを目指す取組です。

始まりは、平成 26 年の「あいちアール・ブリュット展」。県内の障害のある方から公募したアート作品の作品展です。公募点数は年々増加し、平成 29 年は 670 点。いずれも、個性豊かな素晴らしい作品ばかりで、会場の名古屋市民ギャラリー矢田の展示室には、作品のもつエネルギーがあふれます。また、審査により選ばれた優秀作品を紹介する「優秀作品特別展」を開催しています。



平成 29 年からは、第 16 回全国障害者芸術・文化祭あいち大会の成果をうけて、舞台・ステージ発表を充実し、「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」として開催しています。あわせて、出前講座にもダンスの講座を開設し、リオパラリンピック閉会式にも出演した義足のダンサー、大前光市さんと共演して、その成果を披露しました。



ロゴマーク「ゲイジュツのチカラ」（込められたおもい）

芸術には、作る人・見る人、そして障害のある人・ない人の心を変える大きなチカラがある。そのチカラは、お互いを認め合うボーダーのない社会への推進力になる。

* 雇用分野への広がり *

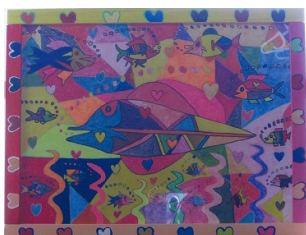
あいちアール・ブリュットの取組は、福祉や芸術分野を超えて、雇用分野にも広がっています。

平成 28 年、県内の障害のある方お二人が、「絵を描くこと」を仕事として、一般企業に就職（在宅勤務）されました。在宅勤務なので、オフィスや店舗に出勤するのではなく、自宅で創作活動に取り組まれています。

きっかけは、「あいちアール・ブリュット展」。障害者雇用に取り組む企業



「潮風の休日」
森祥平((株)ほていや)



「あそぼー」
青山典生(セリオ株)

からの相談をうけ、ハローワーク名古屋中と本県が連携して、「絵を描くこと」での採用を提案したところ、「あいちアール・ブリュット優秀作品特別展」で実際の作品を見て、採用が決まりました。

平成 29 年には、同じように二人が就職され、さらには、報道等により事例が広がり、これまでに 7 人の方が就職されています。

就職後は、作品の幅が広がったり、創作時間が長くなったりと、皆さん、絵を描くことが「仕事」になった自覚をしっかりとって、創作活動に取り組まれているそうです。

絵を描くことが、障害のある方の自立につながる。ゲイジュツのチカラの大きさを感じます。



「カエルの楽園」
戸苅宏二((株)ネクステージ)



「バイソンバッファロー・
ブラッチャークロサイ」
磯崎亮(株)川本第一製作所)

4 障害を理由とする差別の解消の推進

障害や障害のある人への誤解や偏見などにより、障害のある人の日常生活や社会生活における活動を制限し、社会への参加を制限している社会的障壁が今なお存在しています。

我が国は、平成 19 年に障害者権利条約に署名して以来、平成 23 年の障害者基本法の改正、平成 24 年の障害者虐待防止法の施行、平成 25 年度の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の制定など、障害のある人等の権利擁護に関する国内法の整備を進め、平成 26 年 1 月に障害者権利条約を締結しました。

障害者差別解消法では、障害のある人が、障害を理由として不当な差別的取扱いを受けたり、合理的配慮を受けることができない状況を解消するため、障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の基本原則を具体化したものであり、平成 28 年 4 月から施行されています。

そのような状況下で、本県は、障害者差別解消法の趣旨を広く県民に周知し、差別解消への気運を高め、県民一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的に、基本理念を定め、その下に県・県民・事業者の責務を明らかにした「愛知県障害者差別解消推進条例」を平成 27 年 12 月に制定しました。なお、条例では附則で、施行後 3 年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとしています。

引き続き、障害者差別解消法及び愛知県障害者差別解消推進条例に基づき、障害の有無にかかわらず共に暮らせる「全ての人が輝き、活躍する愛知」の実現を目指し、障害を理由とする差別の解消の推進を図るとともに、地域での生活を希望する障害のある人が安心して暮らすことができるよう、県では、次のような取組を進めています。

○ 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

差別は、教育、医療、公共交通、行政の活動など、幅広い分野で発生する可能性があることから、既存の相談窓口すべてで対応するとともに、県福祉相談センター 7 か所、県精神保健福祉センター、障害福祉課の広域相談窓口において、市町村の相談業務を専門的、技術的に支援していきます。

○ 障害者差別解消支援地域協議会の開催

障害者差別解消法では設置は任意となっていますが、愛知県障害者差別解消推進条例で設置を義務付けた「障害者差別解消支援地域協議会」に位置付けている「愛

知県障害者虐待防止・障害者差別解消協議会」(平成27年12月設置)の開催を通じて、関係機関間で必要な情報の交換、相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議を行い、それぞれの役割に応じた取組を行います。

また、県内の全ての市町村において地域協議会が設置されるよう、県内市町村の取組状況を整理し、未設置市町村に対しては設置を働きかけていきます。

○ 障害者差別解消調整委員会の開催

不当な差別的取扱いを受けた障害のある人からの求めにより、知事が事業者への助言、あつせん、指導等を行うに当たり、必要に応じて、「愛知県障害者差別解消調整委員会」を開催し、意見聴取を行っていきます。

○ 職員対応要領の制定

障害者差別解消法では努力義務とされていますが、県が事務事業を行うに当たり、障害を理由とする差別の禁止に関して職員が遵守すべき要領(職員対応要領)を平成27年12月に制定しました。引き続き、その遵守を通じて、県が率先して障害を理由とする差別の解消に取り組みます。

○ 啓発活動

障害を理由とする差別の解消について、県民の関心と理解を深めるため、県のホームページやリーフレット等の広報媒体を活用した普及啓発などを行うとともに、県政お届け講座や、NPO等からの企画提案により実施する啓発事業を行っていきます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(障害者差別解消法(平成 25 年法律第 65 号)) の概要

障害者基本法 第 4 条 基本原則 差別の禁止

第 1 項

障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第 2 項

社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第 3 項

国による啓発・知識の普及を図るための取組

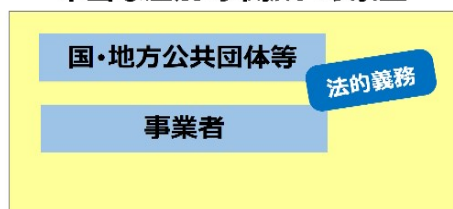
国は、第 1 項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

具体化

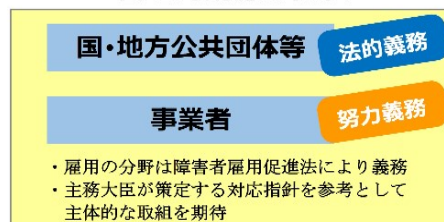
<考え方> 行政機関等及び事業者に対し、障害者差別解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりによる自発的な取組を促す。

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止



合理的配慮の提供



具体的な対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定 (閣議決定)
 - (2) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定 ※地方の策定は努力義務
事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針 (ガイドライン) を策定
- 実効性の確保**
- 主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告
※繰り返し権利侵害に当たるような差別が行われ、自主的な改善を期待することが困難である場合など。
※主務大臣の権限は政令の定めにより、地方公共団体の長などに委任できる。

II. 差別を解消するための支援措置

- 相談・紛争解決** ●相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実 (国、県、市町村)
- 地域における連携** ●障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携 (任意設置) (国、県、市町村)
- 啓発活動** ●普及・啓発活動の実施 (国、県、市町村)
- 情報収集等** ●国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供 (国)

施行日：平成 28 年 4 月 1 日 (施行後 3 年を目途に必要な見直し検討)

資料：愛知県健康福祉部作成 (内閣府作成の資料をもとに加工して作成)

【愛知県障害者差別解消推進条例の概要】（図表 250）

この条例は、平成 28 年 4 月施行の障害者差別解消法の趣旨を、広く県民の皆様にも周知し、県民各層の差別の解消推進への気運を高め、県民一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的として、基本理念を定め、その下に、県、県民、事業者の責務を明らかにしています。

1 基本理念

次の 4 つを基本理念として定めています。

- ◆ 全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを旨とすること。
- ◆ 全ての障害者が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨とすること。
- ◆ 障害を理由とする差別の多くが障害者に対する理解の不足から生じていること及び誰もが障害者になる可能性があることを踏まえ、全ての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。
- ◆ 県、県民、事業者及び市町村その他関係機関が、各々の役割を果たすとともに、社会全体で取り組むこと。

2 県、県民、事業者の責務

県の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及び実施すること。 ・市町村と連携を図りながら協力して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の推進に取り組むこと。
県民の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めること。
事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めること。 ・主務大臣が定める対応指針に即した適切な対応に努めること。

3 差別の禁止

障害者差別解消法の規定に合わせ、障害を理由とする差別の禁止について、次のように定めています。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体等	✖ 不当な差別的取扱いが禁止されます。	○ 法的義務 ：合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 <small>民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	✖ 不当な差別的取扱いが禁止されます。	○ 努力義務 ：合理的配慮を行うよう努めなければなりません。 ※雇用の分野では障害者雇用促進法に基づき義務となります。

4 県の主な取組

相談及び紛争の防止等のための体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等からの障害を理由とする差別に関する相談に応じ、紛争の防止等を図ることができるよう、相談に対応するための窓口を設置する等必要な体制の整備を図ります。また、市町村が実施する相談業務を支援していきます。
障害者差別解消支援地域協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・法で任意設置とされている地域の関係機関等による協議会を組織し、必要な情報の交換、相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議を行います。
啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めるため、啓発活動を行います。
助言、あっせん又は指導等	<ul style="list-style-type: none"> ・不当な差別的取扱いを受けた障害者等からの求めにより、知事が事業者への助言、あっせん、指導等を行います。また、知事がこれらを実施するに当たり、必要に応じて意見聴取を行うための調整委員会を設置します。
職員対応要領の制定	<ul style="list-style-type: none"> ・法では努力義務とされている、県が事務事業を行うに当たり、障害を理由とする差別の禁止に関して職員が遵守すべき要領の制定を、法には規定のない地方公営企業も含めて義務付け、その遵守を規定しています。

5 施行日

公布の日（平成 27 年 12 月 22 日）

※ただし、職員対応要領の規定は、平成 28 年 1 月 1 日

事業者における障害を理由とする差別の禁止及び助言あっせん又は指導等の規定は、平成 28 年 4 月 1 日

5 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、安心して暮らすことができる地域生活を実現するためには、お互いに意思や感情を伝え合い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりに取り組まなければなりません。

お互いに意思や感情を伝え合うためには、手話や要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置など、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進が必要不可欠です。

しかし、障害者の権利に関する条約の採択や障害者基本法の一部改正により、手話が言語として位置付けられたものの、未だ、手話が言語であるとの認識が広く共有されていないとはいえず、手話言語の普及のための取組を進めていく必要があります。

さらに、障害のある人が日常生活又は社会生活において意思疎通を図るためには、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用できることが欠かせませんが、その機会が十分に提供されていない状況があり、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用しやすい環境づくりを進めていかなければなりません。

加えて、障害者差別解消法及び愛知県障害者差別解消推進条例に基づき、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮をする場合や、南海トラフ地震などの大規模災害発生時において、障害のある人の安全を確保するための措置を講ずる場合においても、障害の特性に応じたコミュニケーション手段による情報保障も重要となります。

このような状況の中で、本県では、平成 28 年 10 月に「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」（以下「手話言語・障害者コミュニケーション条例」という。）を制定しました。

手話言語・障害者コミュニケーション条例では、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進について、基本理念を定め、県の責務、県民や事業者の役割、学校等の設置者の取組を明らかにしています。

県は、この条例に基づき、手話が言語であり、その背景にある文化を尊重した普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進を図るため、次のような取組を進めていきます。

なお、取組を進めるに当たっては、**障害のある人**や家族、支援者、関係団体など、手話を始めとする多様なコミュニケーションを実際に利用される方の意見を聞き、障害のある人に寄り添いながら進めるとともに、身近な地域において取組が広がるよう、専門的・広域的な観点から市町村の取組を支援するなど、市町村等関係機関との連携を図りながら進めていきます。

- 手話言語の獲得及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択について
障害のある人が言語として手話を選択し、それを獲得できるよう、また、手話や要約筆記などの障害の特性に応じたコミュニケーション手段について、障害のある人が選択し、それを利用できるよう、支援者、関係団体等の協力のもと、市町村等との連携をより一層強化するとともに、リーフレットや県のホームページなどのあらゆる広報媒体を活用し、障害のある人やその家族に対し適切な情報提供に努めます。

- 啓発及び学習の機会の確保

県民が、手話が言語であるというものの理解を深め、また、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用が障害のある人に欠かせないものであることを認識し、それを利用するよう、リーフレットの作成、シンポジウムやワークショップの開催などの普及啓発を行うとともに、企業、団体等の研修会への手話や要約筆記等の講師の派遣を始め、筆談や要約筆記講座の開催、発達障害の特性を理解する講座の開催など、県民の学習の機会の確保を図ります。

これに加え、手話の利用を必要とする幼児児童生徒等が通う学校等の設置者は、広く幼児児童生徒等に対し、手話言語の普及のための機会を提供するよう努めるとともに、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を必要とする幼児児童生徒等が通う学校等の設置者は、教育に携わる教職員に対し、知識及び技能の向上のための研修を行うよう努めます。

また、多様な色覚を持つ様々な人に配慮して、なるべく全ての人に情報が正確に伝わるよう、色づかいや文字の形などに配慮するための「カラーユニバーサルデザインガイドライン（仮称）」を策定するとともに、セミナーやワークショップを開催するなどし、その普及を図ります。

- 人材の養成等

手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳介助員など、障害の特性に応じた意思疎通を支援する者を確保するために、手話通訳者養成研修、要約筆記者養成研修、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修といった専門性の高い意思疎通支援者養成研修事業を実施します。

また、市町村及び関係団体と連携し、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳介助員などの通訳業務の向上を図るため、地域・市町村間の情報共有を図ります。

- 情報の発信等

障害のある人が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、広報あいちの音声コード版の発行や点字広報、声の広報の発行を行うとともに、広報番組での字幕の付与や手話通訳者や要約筆記者の配置等を働きかけるなど、障害の特性に

応じたコミュニケーション手段を利用した情報の発信に努めます。

これに加え、災害その他非常の事態の場合において必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じた情報発信に努めるとともに、市町村その他関係機関との連携、家族及び支援者等の協力により、災害その他非常の事態の場合における障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備を進めます。

○ 事業者に対する協力

事業者が行う障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する活動を支援するため、企業・団体等への手話講師等派遣などにより、必要な情報の提供を行います。

○ 調査の実施

手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の策定及び実施に必要な情報の収集等を行うため、必要な情報の収集等の調査を実施します。

【手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の概要】（図表 252）

この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として、基本理念を定め、その下に、県の責務、県民、事業者の役割及び学校等の設置者の取組を明らかにしています。

（平成 28 年 10 月 18 日制定）

〈対象とするコミュニケーション手段〉

手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置等

〈基本理念〉

- 1 障害の有無に分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識のもとに普及や利用の促進を行うこと。
- 2 手話が独自の体系を有する言語であり、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者が受け継いできた文化的所産であることを認識して普及を行うこと。
- 3 コミュニケーション手段を利用することの重要性を認め、選択の機会の確保と利用の拡大が図られること。

〈各主体の責務と役割及び取組〉

○県の責務

総合的な施策の策定・実施。市町村と連携した施策の推進。

○県民の役割

基本理念に対する理解を深めるとともに、県の施策に協力するよう努めること。

○事業者の役割

コミュニケーション手段の利用の促進のため、利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めること。

○学校等の設置者の取組

障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する教職員の知識及び技能の向上のための研修に努めること。

〈県の取組〉

○啓発及び学習の機会の確保

手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する啓発に努めます。

市町村、関係団体と協力し、コミュニケーション手段の学習の機会の確保に努めます。

○人材の養成等

市町村、関係団体と協力し、意思疎通を支援する者の養成等を行うよう努めます。

○情報の発信等

市町村等と連携し、災害時等におけるコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めます。

〈施行日〉

公布の日（平成 28 年 10 月 18 日）

6 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所においては、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、県及び市町村はその支援を行うことが求められています。

また、それらの取組の際には、日常的な地域とのつながりが発災時における障害のある人等の安全確保につながるとともに、一方で、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が発災時には福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要となります。

本県では、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修、事業者への集団指導等の機会を通じて、地域と共にある事業所運営を事業者に対して働きかけていきます。

さらに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用者が安心してサービスを受けられるよう、権利擁護の視点を含めた職員への研修の充実を図るとともに、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害のある人への支援に従事できるようにするため、よりよい職場環境となるよう事業所管理者等に働きかけていきます。

本計画に記載した様々な取組については、今後施策化・事業化を目指すものも含まれており、市町村や愛知労働局などの関係行政機関、教育委員会等の教育関係機関、障害者団体やサービス事業者、医療関係機関など障害のある人の自立と社会参加に関わる関係者の御意見を聴きながら、「あいち はぐみんプラン 2015-2019」等、子育て支援関係施策とも連携・協働して進めていきます。

本計画の推進に当たっては、毎年度、各障害福祉サービスの実施状況、福祉施設等からの地域生活移行や一般就労への移行などについての状況を把握し、計画の進行管理を的確に行うことが必要です。

また、平成 23 年の障害者基本法の改正及び障害者虐待防止法の制定、平成 24 年の障害者自立支援法の改正による平成 25 年からの障害者総合支援法の施行、平成 25 年 6 月に成立した障害者差別解消法等の整備による平成 26 年 1 月に障害者権利条約の批准、平成 28 年 6 月の発達障害者支援法の改正や障害者総合支援法、児童福祉法の改正など、近年、障害のある人等に関する法令の制定や改正が随時行われており、今後も、障害のある人等を取り巻く環境が大きく変化することが予想され、それを受けた対応が必要になってくると考えられます。

第 4 期計画では、改正された障害者基本法に基づき、愛知県障害者施策審議会で、県の障害者施策の実施状況を監視し、本計画の推進を図ってまいりました。

第 5 期計画期間においても、県の障害者施策の実施状況の監視機能が適切に発揮されるよう、成果目標については、各年度における実績を把握し、十分な報告を行い、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行います。これに加え、活動指標については、障害種別ごとに実績を把握し、成果目標にあわせて分析及び評価を行います。

さらに、障害者総合支援法に基づく愛知県障害者自立支援協議会にも計画の実績報告を行い、今後の計画の推進に向けた意見を聴くこととします。

これらの機関での審議を PDCA サイクルに組み込み、計画の着実な推進を図ります。

今後、分析・評価を実施し、必要があると認める時には、計画推進のための取組、さらには計画自体の見直し等の措置を講ずることとします。